

関川村地域防災計画

(資 料 編)

令和 7 年 3 月修正

関川村防災会議

目 次

関川村地域防災計画(資料編)

〔防災関係組織〕	1
○ 防災関係機関連絡先一覧	2
○ 村内建設業者一覧	5
〔要配慮者施設〕	7
○ 要配慮者施設一覧	8
〔救護施設・物資〕	9
○ 避難所施設一覧	10
○ 福祉避難所施設一覧	11
○ 災害時緊急備蓄物資等数量	11
○ 村内医療機関一覧	12
○ 村内薬局一覧	12
〔消防・水防関係〕	13
○ 消防水利の現況	14
○ 水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧	14
○ 村内観測所一覧	15
〔輸 送 関 係〕	17
○ ヘリポート適地の選定基準	18
○ ヘリポート適地一覧	19
〔各種協定等〕	21
○ 災害時における相互援助協定	22
○ 村上市・関川村消防相互応援協定書	25
○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書	28
○ 災害時の応援業務に関する協定書(村建設業協会)	20
○ 災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)	33
○ 災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策に関する協定書(山和建設株式会社)...	35
○ 地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書(損害保険ジャパン日本興亜株式会社)	37
○ 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書	39
○ 災害時における物資供給に関する協定書(株式会社アクティオ)	43
○ 災害時における飲料水の提供に関する協定書(株式会社伊藤園)	45
○ 災害時の応援業務に関する協定書(下越生コン建設株式会社)	47
○ 災害時の協力に関する協定書(東北電力ネットワーク株式会社村上電力センター)	49
○ 災害時における要配慮者等を対象とした施設利用に関する協定書(村上岩船福祉会垂水の里)...	52
○ 災害時における要配慮者等を対象とした施設利用に関する協定書(医療法人愛広会関川愛広苑)...	54
○ 防災パートナーシップに関する協定書(株式会社新潟放送)	56
○ 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書(関川村社会福祉協議会)...	58
○ 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(NPO法人災害救援レスキューアシスト)...	62

〔目 次〕

○災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(NPO法人MAKEHAPPY).....	64
○災害時におけるボランティア活動等に関する協定書(風組関東).....	66
○災害時における物資供給に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター).....	68
○災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書(佐川急便株式会社).....	72
○災害時における倒木等の処理に関する協定(岩船郡森林組合連絡協議会).....	76
○災害時における応援業務に関する協定書(株式会社トップライズ).....	78
○災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書(新潟県産業資源循環協会新発田支部).....	80
○災害時における相互協力に関する基本協定(東日本電信電話株式会社).....	82
〔災害危険箇所〕	85
○地すべり危険箇所	86
○山地災害危険地区	87
○土砂災害警戒区域等	89
○雪崩危険箇所	92
○重要水防箇所一覧	94
○豪雪災害防止区域	96
〔条 例 等〕	99
○関川村防災会議条例	100
○関川村防災会議会長及び委員	102
○関川村災害対策本部条例	103
○関川村災害対策本部運営規程	104
〔様 式〕	115
○災害被害報告(速報)様式	116
○緊急通行車両等事前届出関係様式	117
○自衛隊災害派遣要請依頼書	119
○消防防災航空隊出場要請書	120
〔そ の 他〕	121
○火災・災害等即報基準	122
○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表	125
○指定文化財一覧	128

〔防災関係組織〕

○ 防災関係機関連絡先一覧

1 県関係

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県防災局 危機対策課	新潟市中央区新光町 4—1	025—282—1638
〃 消防課	〃	025—282—1664
村上地域振興局 地域整備部 総務課	村上市田端町 6—25	0254—52—7920
〃 地域整備部	村上市田端町 6—25	0254—52—7955
〃 健康福祉部	村上市肴町10—15	0254—53—3151
〃 農林振興部	村上市田端町 6—25	0254—52—7938

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
【農林水産省】		
北陸農政局 新潟支局	新潟市中央区船場町 2—3435—1	025—228—5211
【気象庁】		
新潟地方気象台	新潟市中央区美咲町 1—2—1	025—281—5871
【国土交通省】		
羽越河川国道事務所	村上市藤沢27—1	0254—62—3211
羽越河川国道事務所 大石ダム管理支所	関川村大字大石字イブリサシ404—3	0254—64—2251
飯豊山系砂防事務所 関川砂防出張所	関川村大字上関1303—2	0254—64—1369
関川除雪ステーション	関川村大字上関1075—1	0254—64—1373
【林野庁】		
下越森林管理署 村上支署	村上市緑町3—1—13	0254—53—2151
下越森林管理署 村上支署 村上森林事務所	村上市緑町3—1—13	0254—52—2200
下越森林管理署 村上支署 関谷森林事務所	関川村大字下関1082—1	0254—64—1059

3 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
東日本電信電話(株) 新潟支店	新潟市中央区東堀通 7 番町1017—1	025—227—6801
東北電力NW(株) 村上電力センター	村上市二之町 6—36	0254—52—4195
関川郵便局	関川村大字下関10—15	0254—64—1070
越後大島駅前郵便局	関川村大字土沢1392—7	0254—64—1139
越後女川郵便局	関川村大字上野新176	0254—64—0509
日本赤十字社 新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町 1—3—12	025—231—3121
日本放送協会 新潟放送局	新潟市中央区川岸町 1—49	025—230—1616

4 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
新潟交通観光バス(株) 村上営業所	村上市田端町 6—37	0254—53—4161
新潟運輸株式会社 中条支店	胎内市近江新214—13	0254—47—2201
中越運送株式会社 村上営業所	村上市大字仲間町639—20	0254—53—2193
新潟県医師会	新潟市中央区医学町通二番町13	025—223—6381

5 警察

名 称	所 在 地	電話番号
新潟県公安委員会・新潟県警察本部	新潟市中央区新光町 4—1	025—285—0110
村上警察署	村上市南町 2—3—18	0254—52—0110
〃 下関交番	関川村大字下関1304	0254—64—1031
〃 上野新駐在所	関川村大字上野新57—8	

6 消防

名 称	所 在 地	電話番号
村上市消防本部	村上市塩町12—6	0254—53—0119
村上市消防署関川分署	関川村大字下関1956	0254—64—2579

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第30普通科連隊 (新発田駐屯地)	新発田市大手町 6—4—16	0254—22—3151

8 一部事務組合

名 称	所 在 地	電話番号
下越障害福祉事務組合	新発田市中央町 5—4—7	0254—26—1501
下越清掃センター組合	胎内市富岡 7 番地153	0254—46—2064

9 公共の団体

名 称	所 在 地	電話番号
にいがた岩船農業協同組合 関川支店	関川村大字打上321	0254—64—2115
関川村森林組合	関川村大字上関1021—3	0254—64—1249
関川村商工会	関川村大字下関110—2	0254—64—1341
関川村社会福祉協議会	関川村大字下関18—52	0254—64—0111
村上市岩船郡医師会	村上市若葉町10—7	0254—52—4666
村上地区交通安全協会	村上市南町 2—3—18 (村上警察署内)	0254—52—7604
関川村土地改良区	関川村大字下関1307—5	0254—64—1459
共聴施設 (共同受信施設)		

R7改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔防災関係組織〕

湯沢地区テレビ共同受信組合	関川村大字湯沢693	0254—64—1073
内須川テレビ共同受信組合	関川村大字下関1200—6	0254—64—0620
田麦・千刈テレビ共同受信組合	関川村大字中束144	0254—64—0840
幾地テレビ第2共聴組合	関川村大字幾地307	0254—64—0620
幾地テレビ共聴組合	関川村大字幾地307	0254—64—0620
大石テレビ共同受信組合	関川村大字大石825	0254—64—2413
金丸・ハツロテレビジョン共同視聴組合	関川村大字金丸111	0254—64—2760
片貝テレビ組合 (NHK共聴)	関川村大字片貝	

○ 村内建設業者一覧

業 者 名	住 所	T E L	F A X
(株) 渡辺組	関川村大字上関639	0254-64-1038	0254-64-0247
(株) 丸弥組	関川村大字高田1518	0254-64-1352	0254-64-0375
(株) 丸勝建設	関川村大字打上312-1	0254-64-1503	0254-64-0040
(株) 石山建設	関川村大字下川口594-1	0254-64-2560	0254-64-2479
鈴木土建(株)	関川村大字下関437-1	0254-64-1121	0254-64-1403
伊藤工業(株)	関川村大字上関74-1	0254-64-1257	0254-64-0017
(株) 大藤組	関川村大字下関126-1	0254-64-2213	0254-64-0137
(株) 丸徳建設	関川村大字上関367	0254-64-1056	0254-64-1056
(有) 高橋建材	関川村大字土沢667-142	0254-64-3001	0254-64-3001
下越生コン建設(株)	関川村大字土沢666-1	0254-64-2236	0254-64-2556

〔要配慮者施設〕

○ 要配慮者施設一覧

	浸水想定区域指定済み河川	所在地	施設名称	電話	FAX	①児童福祉施設	②老人福祉施設	③身体障害者 更正援護施設	④知的障害者 援護施設	⑤精神障害者 社会復帰施設	⑥医療提供施設	⑦幼稚園	⑧その他	備考
1	荒川	下関515-1	関川村国民健康保険 関川診療所	64-1051							⑥			浸水(0.5～3m)
2	荒川	下関515-1	関川村保健センター	64-1051									⑧	浸水(0.5～3m)
3	荒川	下関915	佐藤内科小児科医院	64-1047	64-0027						⑥			浸水(0.5～3m)
4	荒川	下関1417-1	医療法人徳真会 松村歯科関川診療所	64-1201							⑥			浸水(0.5～3m)
5	荒川	下関891	関川ファミリー歯科阿部医院	75-5841							⑥			浸水(0.5～3m)
6	荒川	下関515-10	関川村デイサービスセンター「ふれあいの家」	64-0118	64-0114		②							浸水(0.5～3m)
7	荒川	下関36-4	関川なないろ保育園	64-1277		①								浸水(0.5m未満)
8	荒川	下関18-52	関川村社会福祉センター	64-0111	64-0020		②							浸水(3～5m)
9	荒川	下関858	関川村学童保育所(関川小学校内)	64-1004		①								浸水(0.5～3m)
10	荒川	上関1244-1	関川村地域活動支援センター 関川村通所作業所さくら工房	64-1400	64-1400			③	④	⑤				浸水(0.5～3m)
11	荒川	下関125-12(辰田新)	ハーティプラザ関川	64-1181	64-1182		②							浸水(0.5～3m)
12	荒川	片貝440	地域福祉交流センター「はなみの里」	64-0363									⑧	浸水(10m以上)
13	荒川	湯沢728-1	社会福祉法人村上岩船福祉会 特別養護老人ホーム「垂水の里」 関川村在宅介護支援センター垂水の里	64-2322	64-2331		②							土砂災害警戒区域 (急傾斜) 浸水(3～5m)
14	荒川	湯沢728-7	関川愛広苑(介護老人保健施設)	60-4025	60-4026						⑥			浸水(3～5m)
15	荒川	湯沢1862-1	関川村高齢者生活福祉センター「ゆうあい」	64-3007	64-3037		②							土砂災害警戒区域 (土石流) 浸水(5～10m)
16	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	ケアハウスせきかわ	64-1111	64-3303		②							浸水(5～10m)
17	荒川	湯沢1826-2(高瀬)	グループホームせきかわ	64-3377	64-3377		②							浸水(5～10m)

(浸水深：想定最大規模降雨)

〔救護施設・物資〕

○ 避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住 所	構造・規模等				収容可 能人数 (数)	避難者受 入定員数 (基準)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害 者用トイレ・ス ロープ	テレビ	グラウンド 駐車場 (㎡)	ハロートとの 兼用	緊急避難場所 との兼用	備考
					構造	校舎等 (㎡)	体育館 (㎡)	計 (㎡)									
	1	関川村就業改善センター	64-2375	下関1411-3	R C 2 階	324		324	137	68	×		○			兼	浸水(0.5～3m)
	2	関川小学校(※)	64-1004 F 64-2919	下関858	R C 3 階	5,682	1,226	6,908	3,450	1725	×	○	○	13,506	兼	兼	浸水(0.5～3m)
○	3	関川中学校(※)	64-1063 F 64-3072	上関589	R C 3 階	4,993	2,238	7,231	3,610	1805	○	○	○	21,555	兼	兼	仮設住宅予定地 との兼用
	4	せきかわふれあいど〜む	64-3636 F 64-3636	上関1239	R C、 一部鉄骨造		2,515	2,515	1,524	762	×	○	○			兼	浸水(3～5m)
	5	関川村村民会館 (関川村公民館)	64-2134 F 64-3019	上関1285	R C 2 階	1,520	2,145	3,665	1,945	972	×	○	○			兼	浸水(0.5～3m)
○	6	土沢ふれあい自然の家 (※)	-	土沢552-1	R C 2 階	1,841	630	2,471	1163	581	○		○	7,620	兼	兼	
○	7	おおいし自然館	-	大石1080	R C 2 階	457		457	194	97	○					兼	
○	8	レストハウス大石	-	大石1080	R C 2 階	353		353	150	75	○		○			兼	
	9	安角ふれあい自然の家 (※)	-	安角402-3	R C 2 階、鉄 骨造	1,239	634	1,873	910	455	×		○	10,006	兼	兼	浸水(0.5～3m)
○	10	九ヶ谷地区ふるさと会館	-	片貝82-4	鉄骨造・木造	246		246	104	52	○		○			兼	
○	11	片貝ふれあい自然の家 (※)	-	片貝265-2	鉄骨造 2 階	763		763	324	162	○				兼	兼	
○	12	金丸ふれあい自然の家	-	金丸118-5	R C 2 階・鉄 骨	711		711	302	151	○					兼	土砂災害警戒区 域(土石流)
○	13	川北ふれあい自然の家 (※)	-	小見140	R C 3 階、鉄 骨造	1,808	500	2,308	1070	535	○		○	3,917	兼	兼	
	14	高田地区ふるさと会館	-	高田32-1	木造	188		188	80	40	×					兼	浸水(3～5m)
○	15	女川地区ふるさと会館	-	上野新128-1	R C	358		358	152	76	○		○			兼	
○	16	光兎こども館	64-2638	上野新130-2	木造	238		238	101	50	○		○			兼	
○	17	田麦千刈地区生活改善セ ンター	-	中束1340-32	木造	92		92	39	19	○					兼	
○	18	女川ふれあい自然の家 (※)	-	南中306	R C 2 階、鉄 骨造	1,562	684	2,246	1077	538	○		○	6,370	兼	兼	
○	19	旧若ぶな高原スキー場スキ ーセンター(※)	-	沼132-2	鉄骨造 2 階	727		727	440	220	○			26,667	兼	兼	土砂災害警戒区 域(地すべり)

【凡例】区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。また、緊急避難場所は※印の施設、女川体力づくりセンターのグラウンド及び駐車場等を含めた29カ所を指定

※避難所施設に関する問合せ先：関川村役場(64-1441(代表))

(浸水深：想定最大規模降雨)

○ 福祉避難所施設一覧

区分	番号	避難場所	電話 FAX (0254)	住 所	構造・規模等				収容 人数 (定員数)	浸水の有無 ○：浸水無 ×：浸水有	障害者 用トイレ・ スロープ	テレビ	グラント (㎡)	ヘルプ・ト との兼 用	仮設住 宅予定 地との 兼用
					構造	建物等 (㎡)	体育館 (㎡)	計 (㎡)							
	1	特別養護老人ホーム「垂水の里」	64-2322 F64-2331	湯沢728-1	R C (2F)	3121		3121	70	×	○	○			
	2	関川愛広苑	60-4025 F60-4026	湯沢728-7	鉄骨造(3F)	3966		3966	95	×	○	○			

(注) 区分の欄中、○印については「洪水時避難場所」を示す。なお、※印の施設については、洪水時のみ避難場所として使用するものとする。

○ 災害時緊急備蓄物資等数量

保 管 場 所	衛生用品			資機材					食料品			寝具		トイレ用品		
	消毒液	体温計	マスク	ストーブ	ワンタッチテント等	発電機 (非常用)	段ボールベッド	間仕切	飲料水	主食	副食	毛布等	敷布団等	簡易袋	組立式簡易トイレ	トイレ用テント
	個	個	枚	個	張	台	台	式	ℓ	食	食	枚	枚	個	式	張
関川中学校 防災倉庫	5	1	3910	3	14	2	25	79	384	550	366	100		1000	95	4
土沢ふれあい自然の家	2	1	1260	1	1	1	10	32	300	250	150	67	5	660	58	3
安角ふれあい自然の家	1	1	70		1	1	10	20	120	96	60	269	60		1	
片貝ふれあい自然の家	1	1	70		1	1	15	20		100	60			400	5	5
川北ふれあい自然の家	2	1	120		1	1	30	30	180	148	138	22	93			
女川ふれあい自然の家	1	1	6070	3	1	1	10	37	120	198	138	120		1000	36	3
計	12	6	11500	7	19	7	100	218	1104	1342	912	578	158	3060	195	15

(令和7年3月1日現在)

○ 村内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
関川村国民健康保険 関川診療所	関川村大字下関515― 1	0254―64―1051 (FAX 0254-64-3187)
佐藤内科小児科医院	関川村大字下関915	0254―64―1047 (FAX 0254-64-0027)
医療法人徳真会 村松歯科関川診療所	関川村大字下関1417― 1	0254―64―1201
関川ファミリー歯科阿部医院	関川村大字下関891	0254―75―5841

○ 村内薬局一覧

名 称	所 在 地	電話番号
せきかわ調剤薬局	関川村大字下関896番地	0254―60―4555 (FAX 0254-60-4550)

〔消防・水防関係〕

○ 消防水利の現況

(平成29年 4 月 1 日現在)

消火栓		防 火 水 槽								井戸	その他		
		100m³以上		60～100m³		40～60m³		20～40m³			河川溝等	プー ル	そ の 他
公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設	公設	私設				
119	—	—	—	—	—	98	1	8	1	—	7	9	5

※平成29年度消防防災・震災対策現況調査より

○ 水防倉庫別水防用資器材備蓄状況一覧

河川名	補助・自営別	備蓄場所	資 器 材																
		大 字	布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌	ペンチ	鋸	鉋	しの	カッター
荒川	自	下 関	5,700	240	200	50	59	7	50	25	7	2	5	3	4	10	30	7	4
女川		上野新	1,570	120	200	50	27		30		3		3		3	5	5		3
計			7,270	360	400	100	86	7	80	25	10	2	8	3	7	15	35	7	7

○ 村内観測所一覧

1 一般雨量観測所

水 系 名	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川	荒 川
河 川 名	荒 川	大石川	大石川	西俣川 (荒 川)	荒川管内	女 川
管 理 区 分	国・河川	国・河川	国・河川	国・河川	気象庁	国・河川
観 測 所 名	上 関	大石ダム	千 鶴	杣 差	下 関	女 川

2 指定水位観測所

河川名 指定水位	観測所名	堤防高	量水標 管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	観測員	普通自記 の別	連絡先電話
荒 川	上 関	10.94	羽越河川国道 事務所	3.60	4.30	羽越河川国道 事務所	自記	自動電話応答 (0254-64-1635)
荒 川	鷹ノ巣	53.60	新潟県村上 地域振興局	48.60	49.53	新潟県村上 地域振興局	自記	自動電話応答 (0254-52-1879)

3 一般風速計設置箇所

観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	関 川 村	関川村役場 (0254-64-1476)
下 関	普 通	気 象 庁	気象庁アメダス

4 地震観測所

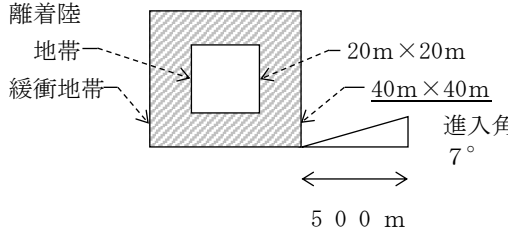
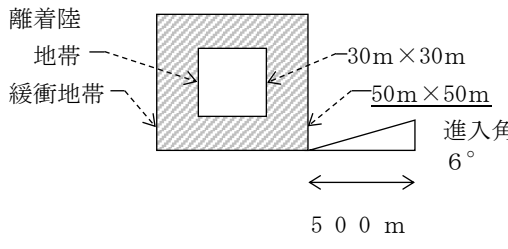
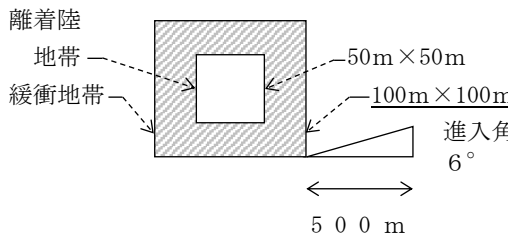
観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	新 潟 県	関川村役場 (0254-64-1476)
関 川	普 通	防災科学技術研究所	女川体力づくりセンター (0254-64-0228)

5 積雪観測所

観測所名	自記普通別	所 属	備 考
下 関	普 通	気 象 庁	気象庁アメダス

〔輸 送 関 係〕

○ ヘリポート適地の選定基準

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型		陸上自衛隊 OH—1 機体長 13. 40m OH—6 機体長 9. 30m 県警察本部 はるかぜ 機体長 13. 70m 新潟県 BK117C—2 機体長 13. 03m ドクターヘリ
中型		陸上自衛隊 UH—1 J 機体長 17. 44m UH—60 J A 機体長 19. 76m 海上自衛隊 UH—60 J 機体長 19. 76m 航空自衛隊 UH—60 J 機体長 19. 76m 海上保安庁 らいちょう 機体長 17. 70m 日本海 機体長 17. 40m 県警察本部 こしかぜ 機体長 16. 20m としかぜ 機体長 17. 10m 県危機対策課 はくちょう 機体長 16. 00m
大型		陸上自衛隊 CH—47 J A 機体長 30. 18m 海上自衛隊 MH—53 E 機体長 30. 20m 航空自衛隊 CH—47 J 機体長 30. 18m

(注) この基準は、国土交通省及び防衛庁の定めた(認めた)基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。(同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。)

「選定に当たって考慮すべき事項」

- 1 勾 配
十分に平坦であり、最大勾配は5% (4.5°) 未満であること。
- 2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ばような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。
- 3 広さが基準以下の場合はヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。
- 4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。
- 5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

○ヘリポート適地一覧

(令和3年8月1日現在)

施 設	幅×長さ (m)	住 所 地	施設代表者 又は責任者	電話番号 (FAX番号)	避難場所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
関川小学校グラウンド	80×100	関川村大字下関858	校 長	0254-64-1004 (0254-64-2919)	兼	
関川中学校グラウンド	100×120	〃 大字上関589-2	校 長	0254-64-1063 (0254-64-2563)	兼	兼
関川村スポーツ公園	100×190	〃 大字下関1331- 12地先	教育長	0254-64-1441 (0254-64-0079)		
旧若ぶな高原スキー場 駐車場	70× 70	〃 沼132-2	村 長	0254-64-1476 (0254-64-0079)	兼	
安角ふれあい自然の家 グラウンド	110× 37	〃 安角402-3	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
土沢ふれあい自然の家 グラウンド	80× 40	〃 土沢553	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	
川北ふれあい自然の家 グラウンド	80× 35	〃 小見140	教育長	0254-64-1231 (0254-64-1231)	兼	

航空自衛隊 新潟救助隊 関川村場外離着陸場(離着陸訓練時使用 平成20年7月1日～)

施 設	広さ/	所在地	緯度・経度	標高
大石ダム手前①	30×20m/土	関川村大字大石	N 38° 01' 94" E 139° 34' 25"	550ft
大石ダム手前②	40×25m/土、砂利	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 32"	539ft
大石オートキャンプ場駐車場	22×25m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 97" E 139° 34' 66"	716ft
大石ダム自然館駐車場	25×40m/アスファルト	〃 大石	N 38° 01' 88" E 139° 33' 98"	700ft
金丸ふれあい自然の家	30×20m/グラント	〃 金丸	N 38° 03' 35" E 139° 40' 22"	378ft
片貝ふれあい自然の家	60×40m/グラント	〃 片貝	N 38° 03' 88" E 139° 37' 31"	287ft
旧若ぶな高原スキー場 駐車場	1500×1000m/草地、アス ファルト(駐車場)	〃 沼	N 38° 03' 24" E 139° 38' 68"	1083ft
土沢地内残土置き場	300×150m/土、砂利、 ホサ	〃 土沢	N 38° 05' 11" E 139° 32' 34"	218ft
関川村スポーツ公園東	調査中/土、砂利、ホサ	〃 下関	N 38° 05' 37" E 139° 34' 04"	120ft
畑鉦山跡地	調査中/土	〃 畑	調査中	調査中

〔各種協定等〕

○ 災害時における相互援助協定

災害時相互応援に関する協定書

村上市、関川村及び栗島浦村（以下「協定市村」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市村のいずれかの地域において、大規模な災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市村（以下「被災市村」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、協定市村が被災市村の要請に対して、相互に応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市村は、あらかじめ相互の応援のための連絡窓口を別表第1のとおり定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧等に必要な医療品等の物資及び資機材の提供及びあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ及び収容に必要な施設、住宅等の提供
- (6) 被災した児童生徒の受け入れ
- (7) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (8) 被災地における行政事務の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか被災市村から要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話その他の方法により応援を要請するものとする。この場合において、被災市村は必要事項を記載した文書を遅滞なく応援市村に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業

務内容

- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童生徒の人数
- (6) 応援場所及び応援場所までの経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

(応援の実施)

第5条 前条の規定により応援の要請を受けた市村は、極力これに応じ応援の実施に努めるものとする。

(自主応援)

第6条 前2条の規定にかかわらず、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市村との連絡がとれない場合は、協定市村は、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができる。

- 2 協定市村が自主応援活動を開始した場合は、被災市村に対し応援の内容を速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市村の負担とする。

- 2 被災市村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、被災市村の求めにより、応援市村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。この場合において応援市村は、当該経費の額を市村長名による請求書により関係書類を添付の上、被災市村に請求するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合においては、その都度、被災市村と応援市村が協議して定めるものとする。
- 4 協定市村が自主応援を行った場合の費用については、前3項の規定を適用する。

(損害補償)

第8条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請した被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援市村が、当該損害を賠償するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、被災市村と応援市村とが協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第9条 協定市村は、本協定に基づく応援が円滑に行われるよう、相互の連絡体制、地域防災計画等についての情報交換をあらかじめ行うものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、必要に応じ協定市村で協議し、定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで村上市、関川村、荒川町、神林村、朝日村、山北町及び栗島浦村が締結した「災害時における相互援助協定」は、廃止する。

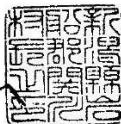
この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月11日

村上市長

高橋 邦光 

関川村長

加藤 弘 

栗島浦村長

中野 達也 

別表第1(第2条関係)

市 村 名	連絡担当部署	連絡責任者
村 上 市	総 務 課	総務課長
関 川 村	総 務 課	総務課長
栗島浦村	総 務 課	総務課長

○ 村上市・関川村消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、消防組織法第21条の規定に基づき村上市（以下、「甲」という。）と関川村（以下、「乙」という。）との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援活動)

第3条 前条の目的を達成するため、別表に定める区域で火災が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに消防隊、その他必要な人員機械資材（以下、「応援隊」という。）を相互に出動させ、直ちに応援活動させるものとする。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、原則として別表に定める応援出動計画のとおりとする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動するものであるが、甲、乙両者は相互に火災発生を通報しあうものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、原則として火災現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむをえない事情があるときは、応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、すみやかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援側が負担するもの

ア 応援出動によって消費した燃料等の費用

イ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費

(2) 被応援側が負担するもの

ア 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等は、被応援側の消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例に基づく額とする。

イ 応援出動によって消防車両及び機械器具に物損事故が発生した場合の損害補償費

ウ 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について疑義が生じたときは、甲、乙両者が協議して決定するものとする。

附 則

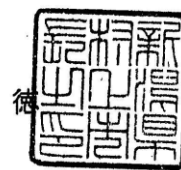
この協定は平成14年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年4月1日

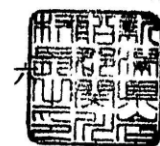
甲 村上市長

若 林 久



乙 関川村長

平 田 大



別表

第3条第1号の規定による応援区域

甲の応援区域	乙の応援区域
関川村大字中束（田麦千刈）	村上市大字大栗田

応 援 出 動 計 画

区分	火 災 発 生 集 落 名	応援出動する消防団等				
		消防団名	分団名	ポンプ台数	小型ポンプ付 積 載 車 台 数	ポンプ車
甲	大 栗 田	関川村	第3分団	7	2	1
乙	田 麦 千 刈	村上市	第4分団 第16部		1	

○ 災害時における関川村と郵便局の協力に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）、関川郵便局（以下「乙」という。）及び関川村内特定郵便局（以下「丙」という。）は、関川村の地域内に発生した、地震その他災害時において、友愛精神に基づき、甲、乙、及び丙が相互に協力をし、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

第2条 甲、乙及び丙は、関川村の地域内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策
- （2） 甲が所有又は管理する施設及び用地の提供
- （3） 乙、丙が所有又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- （4） 甲、乙又は丙が収集した被災村民の避難先及び被災情報の相互提供
- （5） 避難所等における臨時郵便差出箱の設置
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めるものとする。

（関川村災害対策本部への参加）

第4条 甲は、関川村災害対策本部への職員の派遣を乙、丙に対して要請することができる。

（経費の負担）

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じた場合は、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害時情報連絡体制の整備）

第6条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 乙、丙は、甲等の行う防災訓練に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては関川村役場総務課長、乙においては、関川郵便局長、丙においては、越後大島駅前郵便局長、越後女川郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議し決定す

る。

この協定の締結を証するため、この協定書4通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上各自その1通を保有する。

平成10年3月2日

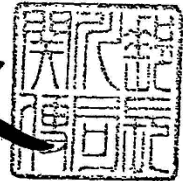
甲 関 川 村 長

鈴木久司



乙 関 川 郵 便 局 長

伊藤貞夫



丙 越後大島駅前郵便局長

佐藤隆平



丙 越後女川郵便局長

大島文雄



○ 災害時の応援業務に関する協定書（村建設業協会）

災害時の応援業務に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村が関川村建設業協会に対し、村域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

（応援要請の窓口）

第2条 関川村長（以下「甲」という。）及び関川村建設業協会長（以下「乙」という。）は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援業務の種類）

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- （1）パトロール及び情報収集
- （2）災害対策用資材の提供及び斡旋
- （3）村管理公共施設の被災状況の調査
- （4）村管理公共施設における障害物の除去
- （5）施設被害の応急対策工事
- （6）応急仮設住宅の建設
- （7）前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

（応援要請の手続き）

第4条 甲は、次の事項を明らかにして、口頭又は電話により要請を行い、その後すみやかに文書を提出するものとする。

ただし、前条第1号については別に定める出動基準に基づき業務を実施するものとする。

- （1）応援の場所
- （2）被害の状況
- （3）応援業務の内容
- （4）その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 関川村地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

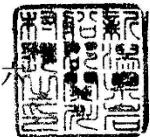
(適用)

第9条 この協定は、平成18年5月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年5月8日

甲 関川村長 平 田 大



乙 関川村建設業協会
会 長 渡 辺 大 志 郎



災害時の応援業務に関する協定書第4条に係る出動基準について

- 1 原則として、乙は甲の要請で、出動するものとする。
- 2 甲の要請を待たずに乙が自発的に出動する場合は以下のとおりとし、パトロール及び情報収集を行い、速やかに報告を行うものとする。
 - (1) 甲の勤務時間外の場合
 - (2) 地震などの発生時で、緊急的な対応が必要な場合。(震度4以上の地震発生時は、被災の有無にかかわらず、パトロール及び情報収集を行う。)
 - (3) 地元住民などからの通報で、緊急的に現地の調査を行う場合。
- 3 調査範囲、内容、報告書様式、連絡体制はあらかじめ定めるものとする。
- 4 乙は自発的に出動した場合は、速やかにその旨報告するものとする。
これを受け、甲は速やかに指示書の交付を行うものとする。

○ 災害時の応援業務に関する協定書(県測量設計業協会)

災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村（以下「甲」という。）と社団法人新潟県測量設計業協会（以下「乙」という。）との災害時における協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 甲は、関川村内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う災害応急対策について、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

(要請に対する措置)

第3条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、原則として甲の職員の指示に基づき、次の各号に掲げる災害応急対策について協力するものとする。

- (1) 村管理公共土木施設等の被災状況の調査
- (2) 村管理公共土木施設被害等の応急対策及び災害復旧のための測量及び設計
- (3) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

(協力体制の整備改善)

第4条 乙は、災害時に円滑な協力体制が図れるよう、会員相互の連絡網、情報収集及び伝達体制の整備に努めるものとする。

(要請手続)

第5条 甲は、第2条の規定に基づく要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、口頭、電話等により当該要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 必要な協力内容
- (2) 業務を実施する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、要請に必要な事項

(経費の負担)

第6条 甲の要請により、乙が災害応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

(連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の応援に関する担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障が来たさないよう、常に点検及

び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれか一方からこの協定を延長しない旨の意思表示がなされないときは、その期間満了の日の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

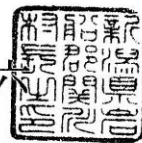
この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月1日

甲 岩船郡関川村大字下関912番地

関 川 村 長

平 田 大



乙 新潟市中央区白山南1-621-22
社団法人新潟県測量設計業協会

会

長

古 川 征 夫



○ 災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策に関する協定関
する協定書(山和建設株式会社)

災害時における所管の河川・道路・住宅等の
災害応急対策に関する協定

関川村(以下「甲」という。)と山和建設株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川・道路・住宅等(以下「管理施設」という。)に関して災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、乙は必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は甲が指定する関川村内の地区とする。

(業務の内容)

第3条 業務実施区間において災害が発生したとき又はその恐れがあるとき、乙は、甲の出動要請に基づいて、業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。ただし、緊急に当該対策を行うべきと乙が判断したときは、甲の出動要請にかかわらず、これを行うものとする。

2 乙は業務実施区間において点検・応急対策を実施する場合は、その業務に要する実施体制を甲に報告する。また、業務実施後はその内容を甲に速やかに報告するものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 乙は、第3条第2項の実施体制に必要な建設資機材の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の編成表ごとに甲に報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅延なくその資料を甲に提出するものとする。

(有効期限)

第6条 この協定の期間は令和2年1月16日から令和3年1月15日までとする。但し、前項に規定する期間満了の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出が出ないときは、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(実施区間の特例)

第7条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用の負担)

第8条 乙は原則として甲が定めた応援協力の地域及び期間の範囲内において無償で行うものとし、甲に応援協力に要する経費負担を求めないものとする。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定められない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

令和2年1月16日

甲： 新潟県岩船郡関川村大字下関 912番地
関川村長 加藤 弘幸


乙： 山形県西目黒郡小国町大字町原 93番地
山和建設株式会社
代表取締役 山和 夫


○ 地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書
(損害保険ジャパン株式会社)

関川村と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との

地方創生に関する防災力向上に係る連携協定書

関川村(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり地方創生に関する防災力向上に係る連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用した協働の取組みを推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- (1) ドローンを活用した情報収集
- (2) 防災意識向上の普及
- (3) 地震保険の情報提供や加入促進
- (4) その他安心・安全に関する相互協力

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取組を効果的に推進するため、必要に応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

(協力の要請及び報告)

第3条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するために、それぞれの協力が必要な場合は原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

(費用の負担)

第4条 乙が第2条の規定による協力を行うために要した費用については、必要に応じ、甲乙協議する。

(連絡責任者)

第5条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

(協定の見直し)

第6条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1か月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できる。

(守秘義務)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年10月11日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地
関川村長

加藤 弘

乙 東京都新宿区西新宿 1 丁目 26 番 1 号
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
新潟支店長

松本 康夫

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する関川村民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

- 第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

- 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合
- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときを除く。）
- (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
- (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
- (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
- (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度の計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）
- (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度の故障が認められた場合又は故障が想定される場合
- (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度の機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）
- (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
- (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度の計画外の排出があった場合
- (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質

によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

- (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
- (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
- (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
- (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
- (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合

- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。

- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
- 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

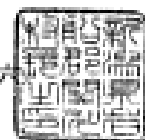
この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 関川村

関川村長

平 田 大 六



乙 東京電力株式会社

代表執行役社長

廣 瀬 直 己



災害時における物資供給に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時における物資（レンタル機械・日用生活雑貨品等）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に物資の供給を要請することができる。

（供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2013年4月1日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地
関川村
関川村長 平田 大六



乙 東京都中央区日本橋3-12-2朝日ビルディング
株式会社 アクティオ
代表取締役 小沼 光雄



災害時における飲料水の提供に関する協定書

関川村(以下「甲」という。)と株式会社 伊藤園(以下「乙」という。)は、災害時における飲料水の提供(以下「飲料水提供」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(協力)

第1条

- 1、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。
- 2、甲の管轄する場所に設置してある清涼飲料水自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供とする。
- 3、乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。
- 4、第1項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

(要請)

第2条

- 1、甲は、前条第1項の要請を文書により行わなければならない。
- 2、前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

(費用の負担)

第3条

- 1、飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。
- 2、前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

(運搬)

第4条

- 1、飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。
- 2、前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

(有効期間等)

第5条

- 1、この協定の有効期間は、締結の日から1年とする。
- 2、有効期間が満了する日の30日前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を1年延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定書に定めのない事項又はこの協定の履行に関し必要な事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 9月 / 日

甲

新潟県岩船郡関川村大字下関912

関川村

関川村長 平田大



乙

東京都渋谷区本町3-47-10

株式会社 伊藤園

総務部長 川本正人



災害時の応援業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、関川村が下越生コン建設株式会社に対し、村域における災害の予防、応急対策及び災害復旧に関する応援要請をするときの必要な事項について定めるものとする。

(応援要請の窓口)

第2条 関川村長(以下「甲」という。)及び下越生コン建設株式会社代表取締役社長(以下「乙」という。)は、あらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援業務の種類)

第3条 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) バトロール及び情報収集
- (2) 災害対策用資材の提供及び斡旋
- (3) 村管理公共施設の被災状況の調査
- (4) 村管理公共施設における障害物の除去
- (5) 施設被害の応急対策工事
- (6) 応急仮設住宅の建設
- (7) 前各号に定めるものの他、特に必要な応急業務

(応援要請の手続き)

第4条 甲が乙に対して応援要請をする場合は、関川村建設業協会を通じて行い、乙はすべてそれに従うものとする。

(費用の負担)

第5条 甲の要請により、乙が応援業務に要した費用は甲が負担するものとする。

(損害の負担)

第6条 業務の実施にともない損害が生じたときは、その賠償の責について、甲乙協議して定める。

(資料の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく応援業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 関川村地域防災計画
- (2) 連絡担当者及び補助者の職、氏名並びに連絡方法等
- (3) 災害対策用資機材の備蓄及び保有の状況
- (4) その他必要な事項

(協定の解除)

第8条 乙が、関川村建設業協会に正会員として加入した場合は、この協定の効力は失う。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙の担当者が別途協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は平成26年7月16日から適用する。



この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月16日



甲 関川村長

平 田 大 木



乙 下越生コン建設株式会社

代表取締役社長 菅 原 正



災害時の協力に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と東北電力株式会社村上電力センター（2020年4月1日以降、「東北電力ネットワーク株式会社村上電力センター」に社名変更する。以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲、乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

（市町村災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生、あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合、乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。ただし、対外的な広報業務は担当しないものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関、災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保の主な候補地は別表のとおりとし、使用する施設については、甲、乙協議のうえ決定する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 元年 6月 7 日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関
関川村長 加 藤 弘



乙 新潟県村上市二之町6番36号
東北電力株式会社村上電力センター
所 長 齋 藤 和 也



別表

No.	施設名	所在地
1	関川小学校	関川村大字下関 8 5 8
2	関川中学校	関川村大字下関 5 8 9
3	土沢ふれあい自然の家	関川村大字土沢 5 5 2 - 1
4	安角ふれあい自然の家	関川村大字安角 4 0 2 - 3
5	片貝ふれあい自然の家	関川村大字片貝 2 6 5 - 2
6	金丸ふれあい自然の家	関川村大字金丸 1 1 8 - 5
7	川北ふれあい自然の家	関川村大字小見 1 4 0
8	女川ふれあい自然の家	関川村大字南中 3 0 6
9	上川口農村公園	関川村大字上川口
10	高田農村公園	関川村大字高田
11	丸山公園駐車場	関川村大字湯沢

災害時における要配慮者等を対象とした施設利用に関する協定書

関川村を「甲」とし、社会福祉法人村上岩船福祉会を「乙」として、甲乙間において、災害時における要配慮者等の福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時及び災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、要配慮者等を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設)

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
新潟県岩船郡関川村大字湯沢 728 番地 1	特別養護老人ホーム 垂水の里

(避難所の開設)

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要が生じた場合、乙への受け入れ可能人員及び移送方法等を含め乙と協議のうえ、乙が指定した場所を福祉避難所として開設することを要請できる。

(開設の要請方法)

第4条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、文書により通知するものとする。

- 2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で通知することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し文書により通知するものとする。

(避難者の移送)

第5条 福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として当該要配慮者等を介助する者又は甲が行う。

- 2 前項による移送が困難な場合は、乙は、可能な限り協力するものとする。
- 3 甲は、要配慮者の移送が安全に完了するよう、車両運行経路等の確保に協力するものとする。
- 4 甲は移送開始までに、次に掲げる事項をあらかじめ書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
 - (1) 要配慮者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況
 - (2) 身元引受人の氏名・連絡先
 - (3) その他、避難所生活を送る上での注意事項等

(避難所の管理運営)

第6条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

- 2 福祉避難所の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。
- 3 甲は、乙が要配慮者等を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。
- 4 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、甲が調達するものとする。



ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供について、甲は乙に協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第7条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対しその旨を通知するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は福祉避難所の管理運営を行う場合において、知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地
関川村

関川村長 加藤 弘



乙 新潟県村上市上の山2番地17
社会福祉法人村上岩船福祉会

理事長 植村 尚志



災害時における要配慮者等を対象とした施設利用に関する協定書

関川村を「甲」とし、医療法人愛広会を「乙」として、甲乙間において、災害時における要配慮者等の福祉避難所としての施設利用に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時及び災害が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の管理する施設の一部を、要配慮者等を対象とした福祉避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所として利用できる施設)

第2条 甲が福祉避難所として利用できる施設は、次の施設とする。

所在地	施設名
新潟県岩船郡関川村大字湯沢 728 番地 7	介護老人保健施設 関川愛広苑

(避難所の開設)

第3条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、乙への受け入れ可能人員及び移送方法等を含め乙と協議のうえ、乙が指定した場所を福祉避難所として開設することを要請できる。

(開設の要請方法)

第4条 甲は、前条に基づき福祉避難所を開設する際は、事前に乙に対しその旨を、文書により通知するものとする。

2 甲は、福祉避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、口頭で通知することができるものとする。ただし、甲は、開設後速やかに、乙に対し文書により通知するものとする。

(避難者の移送)

第5条 福祉避難所への要配慮者等の移送については、原則として当該要配慮者等を介助する者又は甲が行う。

2 前項による移送が困難な場合は、乙は、可能な限り協力するものとする。

3 甲は、要配慮者の移送が安全に完了するよう、車両運行経路等の確保に協力するものとする。

4 甲は移送開始までに、次に掲げる事項をあらかじめ書面により乙に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 要配慮者の住所・氏名・生年月日・年齢・心身の状況

(2) 身元引受人の氏名・連絡先

(3) その他、避難所生活を送る上での注意事項等

(避難所の管理運営)

第6条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとする。

2 福祉避難所の管理運営について、甲は乙に協力するものとする。

3 甲は、乙が要配慮者等を適切に介護できるよう、ボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

4 福祉避難所に必要な日常生活用品、食料及び医薬品、医療材料等の物資は、甲が調達するものとする。

ただし、その一部を甲が調達できないときは、乙が保有するこれらの物資の提供につい



て、甲は乙に協力を要請することができるものとする。

(費用負担)

第7条 福祉避難所の管理運営に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が提供した内容に係る費用については、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、開設の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲は乙と協議のうえ、開設期間延長を行うことができるものとする。

(避難所解消への努力)

第9条 甲は福祉避難所の開設が乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第10条 甲は、福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対しその旨を通知するとともに、施設を原状に復し、乙の確認を受けるものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は福祉避難所の管理運営を行う場合において、知り得た要配慮者等の固有の情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から書面による意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地
関川村

関川村長 加藤 弘



乙 新潟県新潟市北区木崎761番地
介護老人保健施設 関川愛寿苑

理事長 池田 弘



防災パートナーシップに関する協定書

関川村(以下「甲」という。)と株式会社新潟放送(以下「乙」という。)は、地震や風水害などの自然災害が発生した場合、または災害が発生するおそれがある場合、被害の防止や軽減に連携して取り組むとともに、平時における防災・減災活動に相互に協力して取り組むため、次の通り協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が災害の発生時または発生のおそれがある際に連携して防災情報を発信すること、ならびに平時から防災活動に協力して取り組むことにより、住民の安全確保や防災意識の向上に寄与することを目的とする。

(緊急時の情報伝達の要請)

第2条 甲は、避難指示など住民への情報提供が急を要すると判断した場合、電話または電子メール、ファックス等により、乙が運用するテレビやラジオ、インターネット等を通じた情報伝達を直接要請することができる。

(災害情報の提供)

第3条 甲は、災害の規模や被害の状況、避難場所の開設および復旧の見通しなど災害に関する情報を乙に対し、可能な範囲で提供しよう努める。

2 甲は、災害発生時の状況や被害規模などを把握する担当者が乙の要請に基づき、電話などの通信手段により可能な範囲で協力しよう努める。

(災害情報の伝達)

第4条 災害の発生時または発生のおそれのある場合、乙は、甲から提供を受けた防災情報を乙が運用するテレビやラジオ、ホームページ、アプリ等を通じて、住民への速やかな情報伝達に努める。乙は、伝達の形式、内容、時刻および送信系統をその都度自主的に決定し、住民に対して重層的に防災情報の伝達をはかる。

(平常時の連携)

第5条 甲および乙は、甲が見舞われた災害の映像や写真、画像等の提供を、防災のため使用する目的のもと、互いに相手方に要請することができる。要請があった場合、甲と乙は、提供に関する条件等を協議の上、いずれも可能な範囲でそれぞれが保有する画像や資料等を相手

方に提供する。

2 甲は、住民を対象に防災に関する学習会等を開催する際、乙に協力を要請することができる。

乙は講師の派遣や災害映像の提供等、可能な範囲でこれに協力する。

(費用負担等)

第6条 本協定に基づく甲乙それぞれの対応に掛かる費用は、甲乙各自で負担するものとする。

(連絡担当者)

第7条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

2 甲および乙は、人事異動等によりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先、連絡手段等を互いに確認する。

(協定の期間)

第8条 この協定は締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 3年 12月 6日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤



乙 新潟県新潟市中央区18-6

株式会社新潟放送

代表取締役社長 佐藤



災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

令和4年2月

関 川 村

社会福祉法人 関川村社会福祉協議会

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と社会福祉法人関川村社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、村内に災害が発生した場合における関川村災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に係る協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関川村地域防災計画に基づき、災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したとき、甲乙協議の上、乙がセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

甲は、被災・避難など状況を考慮し、所有する避難所施設等の内、所要の施設を設置場所に指定する。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議の上、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 関川村災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報(共有の内容、範囲等は別に定める)
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 第7条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲乙協議の上、原則甲が負担するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当(休日勤務、宿日直を含む)、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

4 乙は、当該災害ボランティア活動に係る支援金、助成金等の収入がある時は、これらの収入を当該活動費用に充てるものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。
(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年2月8日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長 加藤



乙 新潟県岩船郡関川村大字上関522番地38

関川村社会福祉協議会会長 高橋 一裕





災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 災害救援レスキューアシスト（以下「乙」という。）は、災害時のボランティア活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関川村及び周辺地域に地震又は風水害等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲及び乙が実施する被災者に対する支援活動を実効性のあるものとするため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 原則として、災害対策基本法で定められている地震・風水害等で、住民生活に支障が生じた災害を対象とする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の災害発生に対応するため、災害ボランティアセンターの設置・運営及び被災者の復興支援に関し、乙の支援が必要と認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（連絡責任者の指定）

第4条 甲及び乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書等で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書等で報告するものとする。

（協力の内容）

第5条 甲及び乙が相互に協力する活動の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災状況の情報提供
- (2) 災害ボランティアセンターの運営支援、必要な資機材等の提供
- (3) 安全情報、支援情報等、災害ボランティア活動に必要な情報の提供
- (4) 緊急時の車両及び重機の燃料提供
- (5) 被災者への物資提供
- (6) 技術が必要な災害支援の提供
- (7) 技術が必要な災害支援の人材育成に資する事業
- (8) 被災者支援のために必要なその他の活動で、甲乙が協議の上、定めたもの

（報告）

第6条 乙は、第3条に定める協力要請を受けたときは、速やかに調整を行い、甲に対し、対応可能な協力の内容等について報告するものとする。

(連絡調整)

第7条 甲は、第3条に定める協力要請に際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、
甲乙協議の上、分担するものとする。

(平時の連携)

第8条 甲及び乙は、平時から災害時の被災者支援活動のための情報交換や研鑽、模擬訓練
等、住民への講演会を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(経費等の負担)

第9条 前条に基づく活動にかかる経費負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(機材等置き場の提供)

第10条 甲は、乙が災害時速やかに支援活動を行えるよう、甲が管理している施設等に支
援活動に必要な乙の機材等を平時から保管できるよう協力するものとする。

(宿泊場所の提供)

第11条 甲は、乙が災害時に長期間滞在して支援を行う場合、乙に対し甲が運営・管理し
ている施設等を宿泊場所として提供できるよう協力するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、その後、期
間満了の日から1カ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長
し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月3日

(甲) 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村

関川村長 加藤



(乙) 奈良県宇陀市室生無山 301-42

特定非営利活動法人 災害救援 レスキューアシスト

代表理事 中島 武志



災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人MAKEHAPPY（以下「乙」という。）は、災害時のボランティア活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関川村及び周辺地域に地震又は風水害等の災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、甲及び乙が実施する被災者に対する支援活動を実効性のあるものとするため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 原則として、災害対策基本法で定められている地震・風水害等で、住民生活に支障が生じた災害を対象とする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の災害発生に対応するため、被災者の復興支援に関し、乙の支援が必要と認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（連絡責任者の指定）

第4条 甲及び乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書等で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書等で報告するものとする。

（協力の内容）

第5条 甲及び乙が相互に協力する活動の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 被災状況の情報提供
- (2) 必要な資機材等の提供
- (3) 安全情報、支援情報等、災害ボランティア活動に必要な情報の提供
- (4) 緊急時の車両及び重機の燃料提供
- (5) 被災者への物資提供
- (6) 技術が必要な災害支援の提供
- (7) 技術が必要な災害支援の人材育成に資する事業
- (8) 被災者支援のために必要なその他の活動で、甲乙が協議の上、定めたもの

（報告）

第6条 乙は、第3条に定める協力要請を受けたときは、速やかに調整を行い、甲に対し、対応可能な協力の内容等について報告するものとする。

(連絡調整)

第7条 甲は、第3条に定める協力要請に際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、
甲乙協議の上、分担するものとする。

(平時の連携)

第8条 甲及び乙は、平時から災害時の被災者支援活動のための情報交換や研鑽、模擬訓練
等、住民への講演会を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(経費等の負担)

第9条 前条に基づく活動にかかる経費負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(機材等置き場の提供)

第10条 甲は、乙が災害時速やかに支援活動を行えるよう、甲が管理している施設等に支
援活動に必要な乙の機材等を平時から保管できるよう協力するものとする。

(宿泊場所の提供)

第11条 甲は、乙が災害時に長期間滞在して支援を行う場合、乙に対し甲が運営・管理し
ている施設等を宿泊場所として提供できるよう協力するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、その後、期
間満了の日から1カ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長
し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月25日

(甲) 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村

関川村長 加藤



(乙) 宮城県石巻市桃生町給人町 141-10 リバーイースト 105

特定非営利活動法人 MAKEHAPPY

代 表 谷 口 保



災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と鳳組関東（以下「乙」という。）は、災害時のボランティア活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、関川村及び周辺地域に地震又は風水害等の災害が発生した場合において、甲及び乙が実施する被災者に対する支援活動を実効性のあるものとするため、必要な事項について定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 原則として、災害対策基本法で定められている地震・風水害等で、住民生活に支障が生じた災害を対象とする。

（協力要請）

第3条 甲は、前条の災害発生に対応するため、被災者の復興支援に関し、乙の支援が必要と認めたときは、乙に協力を要請するものとする。

（連絡責任者の指定）

第4条 甲及び乙は、協力要請の手続きを円滑に行うため、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書等で報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、文書等で報告するものとする。

（協力の内容）

第5条 甲及び乙が相互に協力する活動の内容は、以下のとおりとする。

- （1）被災状況の情報提供
- （2）災害ボランティア活動に必要な資機材等の提供
- （3）安全情報、支援情報等、災害ボランティア活動に必要な情報の提供
- （4）緊急時の車両及び重機の燃料提供
- （5）被災者への物資提供
- （6）技術が必要な災害支援の提供
- （7）技術が必要な災害支援の人材育成に資する事業
- （8）被災者支援のために必要なその他の活動で、甲乙が協議の上、定めたもの

（報告）

第6条 乙は、第3条に定める協力要請を受けたときは、速やかに調整を行い、甲に対し、対応可能な協力の内容等について報告するものとする。

(連絡調整)

第7条 甲は、第3条に定める協力要請に際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、
甲乙協議の上、分担するものとする。

(平時の連携)

第8条 甲及び乙は、平時から災害時の被災者支援活動のための情報交換や研鑽、模擬訓練
等、住民への講演会を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(経費等の負担)

第9条 前条に基づく活動にかかる経費負担については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(機材等置き場の提供)

第10条 甲は、乙が災害時速やかに支援活動を行えるよう、甲が管理している施設等に支
援活動に必要な乙の機材等を平時から保管できるよう協力するものとする。

(宿泊場所の提供)

第11条 甲は、乙が災害時に長期間滞在して支援を行う場合、乙に対し甲が運営・管理し
ている施設等を宿泊場所として提供できるよう協力するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとし、その後、期
間満了の日から1カ月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長
し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月25日

(甲) 新潟県岩船郡関川村大字下関 912

関川村

関川村長 加藤 弘



(乙) 東京都中野区鷺宮 3-16-1 野崎ビル 201

風組関東

代 表 小 林 直 樹



災害時における物資供給に関する協定書

新 潟 県 関 川 村

NPO 法人 コメリ 災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年5月1日

甲 新潟県岩船郡関川村下関9-1-2
関川村役場
村長 加藤 弘



乙 新潟県新潟市南区清水4-5-01番地1
NPO法人 コメリ災害対策センター
理事長 榎 雄一郎



別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ



災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

令和5年5月



関 川 村

佐川急便株式会社

000200

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

新潟県関川村(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、新潟県関川村内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1)「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2)「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3)「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4)「避難所等」とは、支援物資の配達先となる関川村内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5)「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、関川村内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により交付するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供しよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するもの

災害時における倒木等の処理に関する協定

関川村（以下「甲」という。）と岩船郡森林組合連絡協議会（以下「乙」という。）とは、関川村内で地震、風水害その他の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という）において、倒木等の処理に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、災害時において、甲が管理する道路、公園等の公共施設等の機能の確保及び回復のため、乙の協力を得て倒木箇所現地確認及び倒木処理（以下「倒木処理等」という）を行い、円滑な災害応急対策を実施することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において倒木処理等を実施する必要があると認めたときは、乙に対して、倒木処理等の実施を「倒木処理等実施要請書（別紙1）」により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（処理の実施）

第3条 乙は、甲から協力の要請があったときは、特別な理由がない限り、倒木処理等を行うものとする。

（現地の確認報告）

第4条 乙は、倒木箇所の現地確認を行った場合は、甲に対して「倒木箇所現地確認報告書（別紙2）」により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、倒木箇所の倒木処理を行った場合は、甲に対して「倒木処理等実施報告書（別紙3）」により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲からの要請により、乙が実施に要した費用は、甲が負担する。費用の範囲及び算定は、甲乙協議のうえ、決定する。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常価格を基準とする。

(請求及び支払い)

第7条 甲は乙から請求を受けた場合は、速やかに支出するものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務に従事した者が本業務において負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として甲乙それぞれの責任において行うものとする。

(相互の連絡)

第9条 甲と乙は災害応急対応のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、互いに連絡先を「協定に関する連絡先届(別紙4)」により報告するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

(協議解決)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定書締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記署名の上、各1通を保有する。

令和5年9月4日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

関川村長

加藤 弘

乙 新潟県岩船郡関川村上関 1021 番地 3

岩船郡森林組合連絡協議会

会長

近 甲 威

災害時等における応援業務に関する協定書

関川村（以下「甲」という。）と株式会社トップライズ（以下「乙」という。）は、災害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害時等に乙が甲の要請に基づき実施する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、関川村内における災害時等に行う災害応急対策において、必要があると認めるときは、乙に対して応援を要請することができるものとする。

（要請に対する措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、原則として、甲の指示に基づき、次の各号に掲げる事項（以下「応援業務」という。）について協力し、応援業務が完了した際は、速やかに活動内容を甲に報告をするものとする。

- (1) 航空映像及び画像情報の収集による被災状況の調査
- (2) 収集したデータ情報の処理、加工
- (3) その他、甲が必要と認める事項

（要請手続）

第4条 甲は、第2条の要請（以下「応援要請」という。）を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話又はその他の方法により当該応援要請を行い、後日速やかに書面による応援要請を行うものとする。

- (1) 必要な協力の内容
- (2) 応援業務を実施する場所及び予定期間
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が第3条第1号及び第2号の応援業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。また、乙が第3条第3号の応援業務の実施に要した費用負担については、別途協議するものとする。

（訓練）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平常時から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を必要に応じて行うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ応援業務の実施に必要な平常時及び緊急時の連絡先並びに連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。なお、これらの事項に変更が生じた場合は、相手へ速やかに通知するものとする。

(著作権の譲渡)

第8条 乙は、第3条の措置により収集した映像及び画像等のデータに関する著作権は、甲へ成果品として提供する際に無償譲渡する。

(事故発生時の責任)

第9条 乙は、この協定の運用に当たり、乙の構成員の事故及びトラブルが発生した場合は、原則、乙の責任において対処するものとする。また、発生状況について、速やかに甲へ報告するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1か月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がない場合は、引き続き1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第11条 本協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年9月4日

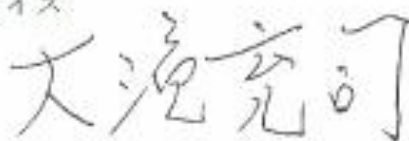
甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912

関川村長



乙 新潟県新潟市秋葉区北上二丁目22番29号
株式会社トップライズ

代表取締役社長



災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

関川村(以下「甲」という。)と新潟県産業資源循環協会新発田支部(以下「乙」という。)は、大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)において、災害廃棄物処理の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(災害廃棄物)

第1条 この協定において対象とする「災害廃棄物」は、災害時によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とする。

(協力要請)

第2条 甲は、次の事項(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物仮置場の管理運営
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前三号の実施に必要な事業

(災害廃棄物の処理等の実施)

第3条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第4条 甲は、災害廃棄物の処理等に乙からの円滑な協力が得られるように、乙に村内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、緊急時等文書により難い場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 処理すべき災害廃棄物の種類及び量
- (2) 収集運搬車輛の台数等
- (3) 処理等の希望日時
- (4) 収集及び処分の場所
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 処理した廃棄物の種類及び量
- (2) 収集運搬車輛の台数等
- (3) 実施日時
- (4) 収集及び処分場所
- (5) その他必要な事項

(費用等)

第7条 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、乙の請求に基づいて甲が支払うものとする。ただし、その額については、甲、乙協議して決定する。

(連絡窓口)

第8条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては関川村住民税務課、乙においては新潟県産業資源循環協会新発田支部とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して解決するものとする。

(締結期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和6年7月2日から令和7年7月1日までとし、期間満了の1箇月前までに甲及び乙から何らの意思表示がないときは、同一内容をもって更に1年間更新するものとし、次年度以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年7月2日

甲 関川村
関川村長

加藤 弘

乙 新潟県産業資源循環協会新発田支部
支部長

曾根 剛

災害時における相互協力に関する基本協定

関川村（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。



（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は通信の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における、甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、平時から連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における通信の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる施設等）のリスト（更新の都度随時提供）
- (2) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報
- (3) 乙は甲に対し、通信中断の発生状況や復旧見込等、通信中断に関連する情報
- (4) 甲乙それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報及び道路復旧の状況



（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 通信の支障及び道路通行の支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- (2) 甲及び乙が所有する施設・用地等の利用
- (3) 指定避難所等への通信手段の確保

- (4) 住民への通信中断情報等の周知のための、甲及び乙が有する広報手段の利用
- (5) 甲乙協議の上、甲又は乙の職員の相手方への派遣。

〈平時における連携〉

第5条 甲及び乙は、災害時における通信の早期復旧等を迅速かつ円滑に行うため、平時から次の各号に掲げる事項について協議・調整し協力を行う。

- (1) 計画的な樹木伐採等の取組
- (2) 災害時にも通信を継続するための取組
- (3) 重要設備の防災対策に対する取組
- (4) その他必要な防災対策などに関する取組

〈覚書の締結〉

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じて別に覚書等により定めるものとする。

〈秘密保持〉

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を相手方の事前の承諾なしに第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。

〈協定期間〉

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降も同様とする。

〈損害賠償〉

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

- (1) 甲又は乙が故意又は重大な過失により相手方の施設等を損傷した場合、道路法及び民法の定めに従い損害賠償をするものとする。
 - (2) 甲又は乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。
- 2 前項各号に該当しない補償は、甲乙が協議の上、解決にあたるものとする。

(協議)

第10条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和6年 8月 21日

甲 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

関川村長

加藤 弘



乙 新潟県新潟市中央区東堀通七番町1017番地1
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部

新潟支店長

石井 宏明



〔災害危険箇所〕

○ 地すべり危険箇所

1 地すべり危険箇所数

林野庁				農村振興局		
箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	保全対象
国有林	民有林					人家
—	11	11	496.9	1	12.40	13

- (1) 林野庁所管分について： 「山地災害危険地区一覧表」(新潟県治山課・令和5年度末現在)による。
(2) 農林水産省農村振興局所管分について： 「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表(農村振興局) 令和5年度」による。

2 地すべり危険箇所一覧(林野庁所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象	
				人家戸数	公共建物
581-0001	ヤチ田	蛇喰ヤチ田	16.00	26	1
581-0002	大林	中東大林	11.53	0	0
581-0003	ヨシ池	中東ヨシ池	10.72	0	0
581-0004	中東	中東山田	13.92	52	1
581-0005	池ノ沢	下関大沢	21.10	0	0
581-0006	大内沢	大内沢鷹の巣	31.19	8	1
581-0007	沼	沼道端	96.46	12	0
581-0008	金丸道	沼金丸道	160.00	12	0
581-0009	ウラ山	朴坂ウラ山	22.00	23	1
581-0010	桂	桂	27.00	21	0
581-0011	上川口・下川口	上川口・下川口	87.00	22	0

3 地すべり危険箇所一覧(農村振興局所管分)

整理番号	箇所名	大字小字 等地名	面積 (ha)	保全対象 (箇所)
(518)	上関	上関	12.40	13

箇所番号()表示は法規制なし

○ 山地災害危険地区

1 山地災害危険地区数

山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区				地すべり危険地区			
箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数		計	民有林 面積 (ha)	箇所数		計	民有林 面積 (ha)
国有林	民有林			国有林	民有林			国有林	民有林		
—	16	16	87.0	12	71	83	65.3	—	11	11	496.9

2 山地災害危険地区について（林野庁所管）

「山地災害危険地区一覧表」（新潟県治山課・令和5年度末現在）による。

山腹崩壊危険箇所一覧（林野庁所管）							
整理番号	箇所名	郡市	町村	大字字等地名	面積 (ha)	保全対象	
						人家戸数	公共建物
581-0001	セキムカイ	岩船郡	関川村	小和田セキムカイ	1.00	12	0
581-0002	坊上	岩船郡	関川村	土沢坊上	7.00	0	0
581-0003	芦田	岩船郡	関川村	幾地芦田	2.00	16	0
581-0004	内須川	岩船郡	関川村	内須川ナワシロサ	3.00	6	0
581-0005	六本杉	岩船郡	関川村	六本杉タマゴウタ	1.00	8	1
581-0006	大石	岩船郡	関川村	大石ナメ沢	3.00	0	0
581-0007	沼	岩船郡	関川村	沼カイバミ	2.00	7	0
581-0010	下ノ沢（1）	岩船郡	関川村	金丸下ノ沢	24.00	10	1
581-0011	下ノ沢（2）	岩船郡	関川村	金丸下ノ沢	29.00	80	0
581-0013	袖ノ沢	岩船郡	関川村	ハツロソデノサワ	1.00	0	1
581-0014	片貝	岩船郡	関川村	片貝オシワケ	7.00	0	0
581-0016	上関	岩船郡	関川村	上関タマゴウダ	3.00	3	0
581-0017	下川口（1）	岩船郡	関川村	下川口	1.00	0	0
581-0018	湯沢（2）	岩船郡	関川村	湯沢	1.00	2	0
581-0019	下川口（2）	岩船郡	関川村	下川口	1.00	0	0
581-0020	高田	岩船郡	関川村	高田	1.00	0	0

地すべり危険箇所一覧（林野庁所管）							
整理番号	箇所名	郡市	町村	大字字等地名	面積 (ha)	保全対象	
						人家戸数	公共建物
581-0001	ヤチ田	岩船郡	関川村	蛇喰ヤチ田	16.00	26	1
581-0002	大林	岩船郡	関川村	中東大林	11.53	0	0
581-0003	ヨシ池	岩船郡	関川村	中東ヨシ池	10.72	0	0
581-0004	中東	岩船郡	関川村	中東山田	13.92	52	1
581-0005	池ノ沢	岩船郡	関川村	下関大沢	21.10	0	0
581-0006	大内淵	岩船郡	関川村	大内淵鷹の巣	31.19	8	1
581-0007	沼	岩船郡	関川村	沼道端	96.46	12	0
581-0008	金丸道	岩船郡	関川村	沼金丸道	160.00	12	0
581-0009	ウラ山	岩船郡	関川村	朴坂ウラ山	22.00	23	1
581-0010	桂	岩船郡	関川村	桂	27.00	21	0
581-0011	上川口・下川口	岩船郡	関川村	上川口・下川口	87.00	22	0

R7改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔災害危険箇所〕

崩壊土砂流出危険箇所一覧（林野庁所管）							保全対象	
整理番号	箇所名	都市	町村	大字字等地名	面積(ha)		人家戸数	公共建物
581-0001	スギワラ	岩船郡	関川村	桂スギワラ	0.27		0	0
581-0003	イムラザワ（2）	岩船郡	関川村	桂イムラザワ	0.36		0	0
581-0004	ウラヤマ	岩船郡	関川村	朴板ウラヤマ	2.40		0	0
581-0005	湯沢	岩船郡	関川村	湯沢	0.05		10	0
581-0006	シラハゲ	岩船郡	関川村	中束シラハゲ	0.90		0	0
581-0008	オコタキ	岩船郡	関川村	蛇喰オコタキ	0.45		20	0
581-0009	タムギ	岩船郡	関川村	中束タムギ	1.26		8	0
581-0010	ヤマミチ	岩船郡	関川村	小和田ヤマミチ	0.54		14	0
581-0011	アカタキ	岩船郡	関川村	小和田アカタキ	0.75		14	0
581-0012	オソウバ	岩船郡	関川村	小和田オソウバ	0.36		14	0
581-0013	下土沢（1）	岩船郡	関川村	下土沢ドウノシタ	1.35		0	0
581-0014	上土沢	岩船郡	関川村	上土沢ウチヤマダ	2.10		20	0
581-0015	ロクロウザワ	岩船郡	関川村	山本ロクロウザワ	3.15		0	0
581-0016	イチノサワ	岩船郡	関川村	内須川イチノサワ	0.84		7	0
581-0017	コザワ	岩船郡	関川村	内須川コザワ	0.75		11	0
581-0018	カミダ	岩船郡	関川村	山本カミダ	0.72		0	0
581-0019	スガヤチ	岩船郡	関川村	内須川スガヤチ	0.36		0	0
581-0020	イエノウラ	岩船郡	関川村	幾地イエノウラ	0.48		11	0
581-0021	サンジュウガリ	岩船郡	関川村	幾地サンジュウガリ	0.18		18	0
581-0022	オオイザ	岩船郡	関川村	幾地オオイザ	3.30		0	0
581-0023	ミズカミ	岩船郡	関川村	鮎谷ミズカミ	0.75		26	0
581-0024	コダザワ	岩船郡	関川村	幾地コダザワ	0.90		0	0
581-0025	ウワダニ	岩船郡	関川村	金俣ウワダニ	1.20		0	0
581-0026	上川口（1）	岩船郡	関川村	上川口カミノヤマ	1.05		14	0
581-0027	ムカイヤマ	岩船郡	関川村	蔵田島ムカイヤマ	1.95		16	0
581-0028	マンギ	岩船郡	関川村	安角マンギ	11.70		17	0
581-0029	カワバタ	岩船郡	関川村	大石カワバタ	1.47		0	0
581-0030	ムカイウエ	岩船郡	関川村	金俣ムカイウエ	1.26		16	0
581-0031	ムツゴヤ	岩船郡	関川村	大石ムツゴヤ	2.88		0	0
581-0034	エノキ	岩船郡	関川村	片貝エノキ	1.80		0	0
581-0037	サワイリ	岩船郡	関川村	ハツロサワイリ	1.20		0	1
581-0038	ナカノサワ	岩船郡	関川村	金丸ナカノサワ	1.05		15	1
581-0040	シモノサワ（2）	岩船郡	関川村	金丸シモノサワ	0.18		0	1
581-0041	シモノサワ（3）	岩船郡	関川村	金丸シモノサワ	0.27		0	1
581-0045	フナバ	岩船郡	関川村	金丸フナバ	0.36		0	1
581-0046	アツタザカ（1）	岩船郡	関川村	金丸アツタザカ	0.12		0	0
581-0048	カタオキバ	岩船郡	関川村	片貝カタオキバ	0.48		0	1
581-0049	ヘイザエモンザワ（1）	岩船郡	関川村	片貝ヘイザエモンザワ	0.18		0	1
581-0050	ヘイザエモンザワ（2）	岩船郡	関川村	片貝ヘイザエモンザワ	0.48		0	0
581-0051	タノサワ	岩船郡	関川村	片貝タノサワ	1.20		0	1
581-0053	大内瀬	岩船郡	関川村	大内瀬万木	0.27		0	1
581-0054	ハツロ	岩船郡	関川村	ハツロ沢入	0.84		0	1
581-0055	ウシモドシ	岩船郡	関川村	大内瀬ウシモドシ	0.30		0	0
581-0056	ヤマダ	岩船郡	関川村	安角ヤマダ	0.18		0	1
581-0057	久保（1）	岩船郡	関川村	久保ウラヤマ	0.68		7	0
581-0058	土沢	岩船郡	関川村	土沢坊上	0.15		0	0
581-0059	下土沢（2）	岩船郡	関川村	下土沢シモヤマダ	0.36		0	0
581-0060	朴坂（1）	岩船郡	関川村	朴坂	0.15		0	0
581-0061	朴坂（2）	岩船郡	関川村	朴坂	0.15		12	0
581-0062	中束	岩船郡	関川村	中束	0.37		0	0
581-0063	カワラ	岩船郡	関川村	下土沢カワラ	0.30		0	1
581-0064	下土沢（3）	岩船郡	関川村	下土沢	0.61		0	0
581-0065	土沢（1）	岩船郡	関川村	下関大沢	0.38		88	2
581-0067	峠	岩船郡	関川村	幾地峠	0.08		0	0
581-0068	三十苅	岩船郡	関川村	幾地三十苅	0.07		0	0
581-0069	芦田	岩船郡	関川村	幾地芦田	0.09		0	0
581-0070	菅谷地（1）	岩船郡	関川村	内須川菅谷地	0.12		0	0
581-0071	菅谷地（2）	岩船郡	関川村	内須川菅谷地	0.11		0	0
581-0072	久保（2）	岩船郡	関川村	久保	0.06		12	1
581-0073	上川口（2）	岩船郡	関川村	上川口	0.16		0	0
581-0074	上川口（3）	岩船郡	関川村	上川口	0.17		11	0
581-0075	沼（1）	岩船郡	関川村	沼	2.06		15	2
581-0076	沼（2）	岩船郡	関川村	沼	0.81		0	0
581-0077	金俣	岩船郡	関川村	金俣	0.15		5	0
581-0078	裏山	岩船郡	関川村	南中裏山	0.16		6	0
581-0079	中ノ田	岩船郡	関川村	内須川中ノ田	0.11		0	0
581-0080	須帰リ	岩船郡	関川村	安角須帰リ	3.34		0	0
581-0081	蛇喰	岩船郡	関川村	蛇喰	0.22		9	1
581-0082	大沢（2）	岩船郡	関川村	蛇喰大沢	0.30		7	0
581-0083	白ハゲ	岩船郡	関川村	中束白ハゲ	0.23		0	0
581-0084	中峯	岩船郡	関川村	中束中峯	1.28		15	1
581-0085	内須川	岩船郡	関川村	内須川	0.22		7	1
581-0086	平内新	岩船郡	関川村	平内新	0.79		11	0

○ 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域の指定数

土砂災害 危険箇所 数	基礎調査 実施箇所 数	土砂災害警戒区域の指定数								指定状況
		急傾斜		土石流		地すべり		小計		
			特別		特別		特別		特別	
85	124	51	43	59	25	14	－	124	68	完了

(令和6年11月30日現在)

2 土砂災害警戒区域等一覧

所在地	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
上川口	ビクニ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
上川口	上川口・櫛木新田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
上川口	宮ノ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
上関	上関	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上関	上関	地すべり	2014/2/25	—
下川口	下川口(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
下川口	下川口(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
中束	オブスナ沢	土石流	2013/2/5	—
中束	コグラソ	土石流	2013/2/5	—
中束	上山沢	土石流	2013/2/5	—
中束	中束	地すべり	2013/2/5	—
中束	中束川	土石流	2013/2/5	—
中束	中束(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(1)	土石流	2013/2/5	—
中束	中束(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(4)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(5)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(6)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	中束(7)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	千刈	地すべり	2016/9/13	—
中束	大林	地すべり	2013/2/5	—
中束	柿ノ木沢	土石流	2013/2/5	—
中束	水上沢	土石流	2013/2/5	—
中束	田麦沢	土石流	2013/2/5	—
中束	田麦(1)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
中束	田麦(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	—
久保	下沢	土石流	2011/3/11	—
久保	久保	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
八ツ口	八ツ口(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
八ツ口	八ツ口(1)	土石流	2016/10/7	—

R7改定 関川村地域防災計画(資料編)
〔災害危険箇所〕

ハツロ	ハツロ(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	—
ハツロ	ハツロ(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
ハツロ	ハツロ(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
ハツロ	ハツロ(H25)	地すべり	2016/10/7	—
内須川	内須川	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	内須川(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
内須川	岩波沢	土石流	2011/3/11	—
南中	オ宮ノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南中	南中	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
南中	岸沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
南赤谷	南赤谷沢	土石流	2012/2/14	—
南赤谷	南赤谷(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
南赤谷	南赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	上土沢	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
土沢	下土沢(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
土沢	水頭沢	土石流	2012/2/14	—
土沢	浦ノ沢川	土石流	2012/2/14	2012/2/14
土沢	深沢	土石流	2022/5/31	—
大内渕	大内渕	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	—
大内渕	峰沢	土石流	2014/2/25	—
大内渕	金堀	地すべり	2014/2/25	—
大石	大石小川	土石流	2011/6/14	2011/6/14
安角	大溝川	土石流	2010/9/21	—
安角	安角	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
安角	安角(H25)	地すべり	2016/9/13	—
安角	小田ノ沢	土石流	2010/9/21	—
小和田	オフドウ沢	土石流	2011/3/11	—
小和田	小和田	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	小和田(H25)	地すべり	2016/9/13	—
小和田	波走	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
小和田	赤滝沢	土石流	2011/3/11	—
小見	松ヶ丘	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
山本	ニダイ林沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
幾地	上水上沢	土石流	2010/9/21	—
幾地	下水上沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
幾地	幾地	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鍬江沢	下鍬江沢	土石流	2022/3/29	—
朴坂	ワキノ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	木落沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
朴坂	朴坂①(H25)	地すべり	2016/9/13	—
朴坂	西山川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
桂	桂(H25)	地すべり	2016/9/27	—
桂	桂川	土石流	2011/6/14	—
檜木新田	檜木新田	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
沼	沼(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(1)	地すべり	2016/10/7	—

沼	沼(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(2)	土石流	2016/10/7	2016/10/7
沼	沼(2)	地すべり	2016/10/7	—
湯沢	カマ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	マタギ沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	清水沢	土石流	2011/6/14	—
湯沢	湯沢小沢	土石流	2010/9/21	—
湯沢	湯沢東沢 - 1	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢東沢 - 2	土石流	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯沢(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
湯沢	湯蔵川	土石流	2010/9/21	—
湯沢	鷹ノ巣	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
滝原	トンビ沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
片貝	岩船発電所	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	沼団地	急傾斜地の崩壊	2016/10/7	2016/10/7
片貝	片貝沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	田ノ沢	土石流	2011/6/14	—
片貝	砂子沢	土石流	2011/6/14	2011/6/14
聞出	聞出(1)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	—
聞出	聞出(2)	急傾斜地の崩壊	2012/2/14	2012/2/14
蔵田島	大沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	—
蔵田島	蔵田島(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蔵田島	蔵田島(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
蛇喰	ヤチ田	地すべり	2013/2/5	—
蛇喰	大沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	男沢	土石流	2013/2/5	—
蛇喰	蛇喰	土石流	2013/2/5	—
金丸	砥沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
金俣	スリナシ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	向山沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	小川	土石流	2010/9/21	2010/9/21
金俣	金俣	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	スゲタ沢	土石流	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	中ノ沢	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷川	土石流	2010/9/21	—
鮎谷	鮎谷(1)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(2)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21
鮎谷	鮎谷(3)	急傾斜地の崩壊	2010/9/21	2010/9/21

○ 雪崩危険箇所

1 なだれ発生危険箇所数

国土交通省					林野庁	
雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
15	124	4	9	—	—	17

国土交通省所管分について

- (1) 「平成12 年度調査（平成16 年度公表）雪崩危険箇所調査表」（砂防課）による
- (2) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

林野庁所管分について

「なだれ危険箇所調査（令和 5 年度末現在）：治山課」による

2 雪崩危険箇所一覧（国土交通省所管分）

調 査 番 号	位 置		発生危険箇所の状況						保 全 対 象						防 止 施 設	備 考
			斜面 の傾斜 度	斜面 の方位	植 生	発生 の状況		避難 指示 の有無	人家		公 共 的 施 設	そ の 他 施 設	道 路	見 通 し 角		
	59 豪雪	その他				戸	人									
1	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		有	6	25	1	1	村 150	37	階段工 4列 270m	金丸部落内線
2	金丸	下ノ沢	45	北東	3	○		無	10	39	1		村 150	34	柵工 59基 階段工 3列17.3m	金丸本通り線
3	金丸	下ノ沢	43	北東	3	○		無			1	1	村 150 鉄道843	24		一般国道 113号線
4	片貝	上野	34	北西	3	○		無	7	26			村 100	25		
5	沼	花見山	37	西	3	○		無	3	8			村 300	30	柵 工 1列 18m	片貝畑線
6	鮎谷	天神前	44	南東	3	○		無					村 70	30		
7	鮎谷	川端	45	南東	1	○		無					県 100	33	柵 工 1列 18m	六本杉金俣線
8	下川口	裏山	39	西	2			無					県 100	32	柵 工 1列 18m	黒俣越後下関 停車場線
9	湯沢	中ノ沢	47	北西	1	○		無					村 50	25	柵 工 1列 14m	
10	湯沢	中ノ沢	47	南東	1	○		無					村 50	25	柵 工 1列 14m	
11	湯沢	下山	34	南西	1	○		無	2	7			県 100	20		高田湯沢線
12	中束	大沢	29	南	3	○		無	3	10			村 200	20		
16	片貝	高置場		北	3	○		無			1			24		発電所
17	片貝	砂子平		北	3	○		無			1			24		発電所
18	片貝	砂子平		北西	3	○		無			1			24		発電所
19	大内淵	鷹ノ巣		北	3	○		無					村 100			

21	下川口	東山	40	西	3	○		無	1	4			村 80	30		下川口部落内線
22	湯沢	湯沢	39	西北	2	○		無	1	4			村 100	33		湯沢上関線
23	片貝	嬉ガコ	50	北東	3	○		無					村 300	35	階段工 2列 266m	
	計	19カ所														

3 雪崩危険箇所一覧（林野庁所管分）

調 査 番 号	土地区分		所 有 区 分			危 険 箇 区 所 分			法 的 規 則 等 の 状 況					施 工 状 況 (なだれ防災関係)		危 険 度 等			備 考		
	林 地	そ の 他	国 有 林	民 有 林	そ の 他	既 把 握 箇 所	治 山 調 査 等 の 箇 所	新 規 追 加 の 箇 所	保 安 林 等	地 防 す べ り 域	山 危 地 災 害 区	急 傾 斜 地 崩 壊 域	危 険 区 域	砂 防 指 定 地	治 山	そ の 他	発 生 危 険 度	保 全 対 象 重 要 度		危 険 箇 所 の 危 険 度	
1	○			○					な		○				概成			b	H	A	金丸 下ノ沢 人家6戸、村道、土木 雪崩点検箇所
2	○			○					な		○				概成			b	H	A	金丸 下ノ沢 人家10戸、村道、土木 雪崩点検箇所
3	○			○							○							b	H	A	金丸 下ノ沢 国道、村道、JR駅
4	○			○														c	H	B	片貝 上野 人家7戸、村道、土木 雪崩点検箇所
5	○			○							○				概成			c	H	B	沼 花見山 人家2戸、村道
6	○			○														d	L	C	鮎谷 天神前 村道のみ
7	○			○														b	L	C	鮎谷 川端 村道のみ
8	○			○					土崩		○				未成	完成		b	M	B	下川口 裏山 県道のみ
11	○			○					な									b	H	A	湯沢 下山 人家2戸、県道
12	○			○														c	H	B	中東 大沢 人家7戸、村道、土木 雪崩点検箇所
16	○			○														c	H	B	片貝 高置場 村道、発電所、土木雪 崩点検箇所
17	○			○							○							b	H	A	片貝 砂子平 私道のみ
18	○			○							○							b	H	A	片貝 砂子平 私道のみ
19	○			○					な									b	L	C	大内湖 鷹ノ巣 市道のみ
21	○			○								○						d	H	C	下川口 東山 人家1戸、村道
22	○			○								○						b	H	A	湯沢 湯沢 人家1戸、村道
24	○			○					土流		○					完成		b	M	B	大石 県道のみ
計																					17カ所

(太字は重点点検箇所)

(太字は重点点検箇所)

○ 重要水防箇所一覧

1 国管理(羽越河川国道事務所 令和3年度 荒川重要水防箇所巡視箇所)

河川名	位 置				重要度 A	重要度 B	要注意 区間	現 況	予想される 危険	対策水防工法
	大字	自(河口から)	～	至						
荒川(左岸)	土沢	12.00km	～	12.50km		500m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	15.50km	～	15.75km		237m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	上関	16.50km+50m	～	16.75km		237m		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
〃	上関	16.75km	～	17.25km		557m		堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	上関	17.25km	～	17.50km		368m		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工
〃	下川口	17.75km	～	17.75km		118m		越水(溢水)、堤防断面不足	越水 堤防決壊	積み土のう工
荒川(右岸)	高田	10.25km+100m	～	10.75km		448m		越水(溢水)、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	高田	10.75km	～	11.00km		469m		越水(溢水)、基礎地盤漏水、堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	積み土のう工、月の輪工、釜段工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
〃	高田	11.00km	～	11.00km+100m		100m		水衝・洗掘、堤体漏水	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工、シート張り工
〃	高田	11.00km+100m	～	12.25km		1,122m		堤体漏水	堤防決壊	シート張り工
〃	高田～小見前新田	12.25km	～	12.50km		228m		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
〃	小見前新田	13.25km+200m	～	13.75km			313m	破堤跡		
〃	湯沢	16.50km	～	17.50km		869m		堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	シート張り工、月の輪工、釜段工
〃	高瀬	18.25km	～	18.50km		197m		破堤跡		

重要度A : 水防上最も重要な区間

重要度B : 水防上重要な区間

要注意区間: 新しく堤防を作った「新堤防」、過去に堤防が決壊したことのある「破堤跡」、以前川だった所が堤防となっている「旧川跡」など、過去の経験から注意を要する箇所。また、破堤などの履歴を残すための箇所。

2 県管理（村上地域振興局 令和3年度水防計画）

河川名	位 置		現 況 (評定基準)	重 要 度			要注意区間	予想される 危険	対策水防工法
	村	大字		重点区間	A	B			
桂川	関川	桂	越水	右100・左110	右200・左220			越水	積み土のう工
太田沢川	関川	高田	堤体漏水			左450		越水・決壊	積み土のう工・木流し工
藤沢川	関川	中束	越水			右170		越水	積み土のう工
中束川	関川	中束	越水			右190・左240		越水	積み土のう工
赤谷川	関川	赤谷	越水			右590・左520		越水	積み土のう工

※「重要度」欄中、A―水防上最も重要な箇所、B―水防上重要な箇所、重点区間―A区間で特に水防時に重点的に巡視すべき区間

○ 豪雪災害防止区域

融雪施設

(散水延長：平成29年3月31日現在、世帯数：平成29年1月31日現在)

路線名・地区名等		世帯数	散水延長(m)	備考
一級村道	南赤谷上関線		652.1	一級村道計 5,212.6
	小栗野線		286.2	
	高田湯沢線		1,015.1	
	上野新中束線		95.6	
	蛇喰深沢線		413.0	
	橋場下関線		1,397.9	
	六本杉金俣線		100.5	
	片貝畑線		531.2	
	高瀬丸山公園線		721.0	
二級村道	八千代打上線		1,151.1	二級村道計 5,879.3
	金丸本通り線		854.7	
	八ツ口線		279.4	
	勝蔵内須川線		303.5	
	山本幾地線		357.1	
	上土沢鉄江沢線		273.9	
	湯沢沢線		169.7	
	平内新鉾打線		183.7	
	南中上野新線		260.0	
	上野新若山線		297.9	
	城陣線		71.6	
	桂線		75.7	
	安角線		442.3	
	片貝駅裏線		868.2	
	山本線		290.5	
	女川郷地区	上野原	6	
深沢		23		
上野新		27		
若山		16		
上野		15		
小和田		30		
中束		42		
田麦千刈		16		
蕨野		5		
上新保		5		
蛇喰		25		
南中		31		
宮前		35		
朴坂		23		
川北郷地区	高瀬	80	8,391.4	
	沢	28		
	湯沢	94		
	松平	19		

	滝原	17		世帯数計 419
	上野山	9		
	小見	33		
	小見前新田	5		
	松ヶ丘	7		
	平内新	17		
	高田	83		
	桂	27		
霧出郷地区	山本	21	6,517.3	世帯数計 282
	幾地	17		
	鍬江沢	28		
	上土沢	84		
	下土沢	17		
	大島	115		
両関四ヶ字郷地区	下関	400	12,324.2	世帯数計 679
	上関	148		
	辰田新	50		
	打上	22		
	勝蔵	23		
	南赤谷	25		
	内須川	11		
七ヶ谷郷地区	蔵田島	11	3,602.3	世帯数計 138
	久保	11		
	鮎谷	26		
	金俣	19		
	大石	31		
	安角	26		
	上川口	14		
九ヶ谷郷地区	下川口	31	1,968.5	世帯数計 136
	荒川台	7		
	大内渕	6		
	片貝	24		
	聞出	7		
	沼	25		
	金丸	26		
	八ツ口	10		
合 計		1,953	49,031.2	その他村道計 37,939.3

〔条 例 等〕

○ 関川村防災会議条例

〔昭和40年 7 月29日〕
〔条 例 第 18 号〕

改正 昭和57年 6 月28日条例第29号 平成12年 3 月27日条例第11号
平成20年 3 月22日条例第10号 平成27年 3 月20日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、関川村防災会議(以下「防災会議」という)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関川村地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて関川村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、村長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから村長が任命する者
 - (4) 本村の職員で村長が指名する者
 - (5) 関川村教育長
 - (6) 関川村消防団長
 - (7) 村上市消防長
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な機関等から村長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号に規定する委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指

定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから村長が任命する。

- 3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年6月28日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(関川村水防協議会条例の廃止)
- 2 関川村水防協議会条例(昭和55年関川村条例第38号)は、廃止する。

附 則 (平成20年3月22日条例第10号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月20日条例第29号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○ 関川村防災会議会長及び委員

(令和7年3月3日現在)

No.	区 分	防災会議 条例根拠	機 関	職 名	備 考
1	関川村	第3条第2項	関川村	村 長	会 長
2	指定地方 行政機関	第3条第5項 第1号	陸上自衛隊 第30普通科連隊	第3中隊長	
3			国土交通省 羽越河川国道事務所	所 長	
4			関東森林管理局 下越森林管理署村上支署	支署長	
5			気象庁 新潟地方气象台	台 長	
6	新潟県	第3条第5項 第2号	村上地域振興局	地域整備部長	
7			村上地域振興局	農林振興部長	
8			村上地域振興局	健康福祉部長	
9	新潟県警察	第3条第5項 第3号	村上警察署	署 長	
10			村上警察署 下関交番	交番所長	
11	関川村職員	第3条第5項 第4号	関川村	副村長	会長職務代理者
12			関川村	総務課長	
13			関川村	農林課長	
14			関川村	建設課長	
15			関川村	健康福祉課長	
16	関川村教育長	第3条第5項 第5号	関川村	教育長	
17	関川村 消防団長	第3条第5項 第6号	関川村消防団	団 長	
18	村上市消防長	第3条第5項 第7号	村上市消防本部	消防長	
19	指定公共機関	第3条第5項 第8号	東日本旅客鉄道(株) 村上駅	駅 長	
20			東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 新潟支店	支店長	
21			日本郵便(株) 関川郵便局	局 長	
22			東北電力ネットワーク(株) 村上電力センター	所 長	
23	指定地方 公共機関		関川村土地改良区	理事長	
24	公共的団体		関川村商工会	会 長	
25			関川村社会福祉協議会	会 長	
26	自主防災組織 を構成する者	第3条第5項 第9号	関川村自主防災会 連絡協議会	会 長	

(注) 防災会議委員は村長が任命するものとし、30人以内とする。

○ 関川村災害対策本部条例

〔昭和40年 7 月29 日〕
条 例 第 19 号

改正 平成23年12月21日条例第20号

平成27年 3 月20日条例第30号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき、関川村災害対策本部（以下「災害対策本部」という）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和40年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年12月21日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 3 月20日条例第30号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○ 関川村災害対策本部運営規程

〔昭和40年 7 月29日〕
規 程 第 2 号

改正 昭和57年 9 月29日規程第 6 号 平成13年 3 月27日規程第 2 号
平成18年11月28日規程第 5 号 平成19年 3 月30日規程第 4 号
平成21年 4 月 1 日規程第 6 号 平成22年 3 月18日規程第 1 号
平成29年12月 4 日規程第 6 号 平成31年 3 月29日規程第 6 号
令和 3 年 8 月 5 日規程第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、関川村災害対策本部条例（昭和40年関川村条例第19号）に基づき、関川村災害対策本部（以下「本部」という）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適正な実施を図るものとする。

(本部の組織及び会議)

第 2 条 本部には、本部長の職務を補佐するために副本部長を置き、副本部長には副村長及び教育長をもってあてる。

2 副本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、防災主管課長が代行する。

3 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長並びに副部長をもって構成し、必要があると認めるときは、防災関係機関の職員その他災害応急対策に関係する者の出席を要請して災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

4 本部に対策部及び班を置く。

(1) 部に部長を置き、課長及び局長等の職にある者をもってあて、必要に応じて副部長を置くことができる。

(2) 班に班長を置き、班長及び上席の職にある者をもってあてる。

(3) 班員は課・局員及び本部長が特に指名した者をもってあてる。

(事務分掌等)

第 3 条 前条の組織及び事務分掌は、別表第 1 に定めるとおりとする。

2 各対策部長は、部の分掌事務を処理するため、あらかじめ担当者を定めておくとともに、必要簿冊を備えるなど体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、対策部長、班長、その他本部員は、災害対策活動に従事するときは、法令等において特別の定めがある場合を除くほか、別に定める腕章を着用するものとする。

(本部の場所及び本部連絡員)

第 4 条 本部は、災害の程度により本部室を村長室又は本部長の指定する場所に置くものとする。

2 本部室には、「関川村災害対策本部」の標示をするものとする。

3 本部室には、原則として本部連絡員を置く。

4 本部連絡員は、各対策部長がそれぞれ所轄職員のうちから指名する者をもってあてる。

5 本部連絡員は、各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項を各対策部の長に伝達する。

(本部の開設及び閉鎖)

第 5 条 本部は、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合において、本部長が必要と認めたとき開設する。

- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認めるとき本部長が閉鎖する。

(本部開設の措置)

第6条 総務対策部長は、予警報又は情報等により災害があると予想されるときは、本部開設前に次の事項についても措置するものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び連絡調整
- (2) 人員配備の指示
- (3) 関係部班との連絡調整

- 2 休日又は勤務時間外において警報又は異状な情報の受理をした当直者は、通報連絡系統に基づき、直ちに総務対策部長に通報しなければならない。

(非常配備の基準、構成計画等)

第7条 本部は、被害を最小限に防止するため迅速かつ非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別、内容等の基準については、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 各対策部長は、前項の基準に基づき、配備計画をたて、これを職員に徹底しなければならない。

(第1配備体制)

第8条 第1配備(警戒体制)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総務対策部長は、県及び関係機関との連絡をとって、気象その他災害に関する情報を収集し、本部長に報告するとともに、関係対策部に連絡しなければならない。
- (2) 本部長は、必要に応じ関係対策部長を招集し、情報を聴取するため本部会議を開き、当該情勢に対応する措置を検討するものとする。
- (3) 配備につく職員は、所属する部班の所在場所に待機し、必要な措置をとるものとする。

(第2配備体制)

第9条 第2配備(災害警戒本部設置)における体制は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。
- (2) 各対策部長は、所掌業務にかかる情報の収集及び連絡体制を強化する。
- (3) 各対策部長は、次の措置をとり、その状況を本部長に報告するものとする。
 - ア 災害の現況について職員に周知させ、所要の人員を非常配備につかせる。
 - イ 装備、物資、器材、設備及び機械等を点検し、必要に応じて被害予想地へあらかじめ配置する。
 - ウ 災害対策に関係ある協力機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

(第3配備体制)

第10条 第3配備(非常体制)が指令された場合、災害対策本部を設置し、全職員を指定配備する。各対策部長は、災害応急対策に全力を傾注するとともに、その活動状況を随時総務対策部長を通じ本部長に報告する。

(非常配備の開始及び解除)

第11条 各対策部における非常配備体制の開始及び解除は、本部長が指令するものとする。

(被害状況の取り扱い)

第12条 災害が発生したときは、各対策部長は直ちに被害状況を調査し、関係者に報告しなければならない。

- 2 総務対策部長は、各対策部長並びに関係機関からの被害状況をとりまとめ、本部長に報告するとともに、すみやかに県防災本部へ報告するものとする。

- 3 県に対する報告は「県被害状況報告要領」により行うものとする。

(災害情報の取扱い)

第13条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、総務対策部長は直ちに本部長に報告するとともに、その状況及び応急対策の概況を逐次県防災本部へ報告するものとする。

- 2 総務対策部長は、災害に関する予警報、その他災害に関する情報を収受したときは、必要事項については直ちに住民・その他関係のある公私の団体に伝達するとともに、予想される災害の事態並びにこれに対処してとるべき措置等について周知しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則 (昭和57年9月29日規程第6号)

この規程は、昭和57年9月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日規程第2号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年11月28日規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規程第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年4月1日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月18日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月4日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規程第6号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月5日規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

災害対策本部の組織及び事務分掌

部 名	班・室 名	分 掌 事 務
総務対策部 (部長) 総務課長	総務班 (班長) 総務班長又は上席職員 (班員) 総務班、運転員室全員	1 (救助事務)災害にかかった者の救助 2 (救助事務)行方不明者の搜索 3 本部会議及び本部の庶務に関すること。 4 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関すること。 5 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること。 6 警察署、消防署等との連絡調整に関すること。 7 消防団の要請、活動に関すること。 8 他市町村・関係機関・自主防災組織・集落等との連絡調整に関すること。 9 避難情報の発令に関すること。 10 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)、災害救助条例に関すること。 11 報道機関等との連絡調整に関すること。 12 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 13 災害時における職員の健康管理に関すること。 14 災害広報等に関すること。 15 全村的な広報及び広聴全般に関すること。 16 村のホームページの更新に関すること。 17 写真等による災害情報の収集及び記録に関すること。 18 交通の安全確保に関すること。 19 社会対策(防犯関係)に関すること。 20 防災行政無線の通信統括に関すること。 21 村所有の情報システムの機能確保に関すること。 22 災害関係文書の受理及び配布に関すること。 23 自衛隊の要請、派遣に関すること 24 物資の調達に関すること 25 緊急輸送に関すること 26 公用車の管理に関すること
	人事財政班 (班長) 人事財政班長又は上席職員 (班員) 人事財政班員全員	1 物資の調達に関すること。 2 緊急輸送に関すること。 3 災害の予算に関すること。 4 ボランティアセンターの支援等に関すること。 5 部内の応援 ・ 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること。 ・ 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること。 ・ 防災資機材の調達に関すること。 ・ 村有財産の被害調査。 ・ 村有建物及び施設(教育関係建築物及び施設を除く。)の災害対策並びに被害調査に関すること。

地域政策対策部 (部長) 地域政策課長	地域振興班 (班長) 地域振興班長又は上席職員 (班員) 地域振興班員全員 交流・定住班 (班長) 交流・定住班長又は上席職員 (班員) 交流・定住班員全員	1 (救助事務)炊き出しその他による食品の供与 2 (救助事務)被服・寝具その他生活必需品 3 (救助事務)生業資金の貸与 4 観光客、来訪者等の安全確保に関すること。 5 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 6 商工観光施設及び商品等の被害調査に関すること。 7 避難所となる商工観光施設の利用供与に関すること。 8 商工団体等の連絡調整に関すること。 9 商工観光施設の災害対策並びに復旧に関すること。 10 商工観光業者の復興対策並びに融資に関すること。 11 部内の応援 ・ 被害報告・応急対策等の情報収集、報告及び記録に関すること。 ・ 交通の安全確保及び緊急輸送に関すること。 ・ 防災資機材の調達に関すること。 ・ 村有財産の被害調査。 ・ 村有建物及び施設（教育関係建築物及び施設を除く。）の災害対策並びに被害調査に関すること。 ・ 物資の調達に関すること。
住民税務対策部 (部長) 住民税務課長	税務班 (班長) 税務班長又は上席職員 (班員) 税務班員全員	1 家屋等の被害状況調査に関すること。 2 被災者台帳の作成に関すること。 3 被災証明に関すること。 4 被災者に対する村税の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 5 被災者に対する納期限の延長に関わる指定金融機関との調整に関すること。 6 地籍図根点等の被災状況の調査、復旧に関すること。 7 罹災証明書の発行に関すること。 8 必要に応じ避難所の開設及び管理の支援に関すること。
	住民環境班 (班長) 住民環境班長又は上席職員 (班員) 住民環境班員全員	1 安否情報の収集、整理、提供及び避難者名簿のデータ作成に関すること。 2 各種申請統一窓口に関すること。 3 (救助事務)埋葬 4 (救助事務)死体の処理 5 廃棄物(ゴミ、し尿)の収集、運搬及び処理に関すること。 6 災害廃棄物処理に関すること。 7 仮設トイレの設置に関すること。 8 斃死伴侶動物等の処理に関すること。 9 災害時の防疫対策に関すること。
	会計室 (室長) 会計室長又は上席職員 (室員) 会計室員全員	1 義援金、見舞金等の管理に関すること。 2 災害活動に関する会計事務に関すること。 3 義援金の保管に関すること。 4 部内の応援

健康福祉対策部 (部長) 健康福祉課長	福祉保険班 (班長) 福祉保険班長又は上席職員 (班員) 福祉保険班員全員	1 (救助事務)避難所の設置 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 3 保育園の災害対策及び被害調査に関すること。 4 避難所開設の指示及び管理の総括に関すること。 5 生活保護世帯、身体障がい者等の被害状況調査及び援護に関すること。 6 社会福祉協議会との連絡及び協力関係に関すること。 7 ボランティアセンターの支援等に関すること。 8 保育実施の是非の決定に関すること。 9 被災者のための相談、支援に関すること。 10 災害弔慰金に関すること。 11 災害援護資金に関すること。 12 被災者生活再建支援金に関すること。 13 救援物資の受付及び給付に関すること。 14 義援金の配分調整及び給付に関すること。 15 被災保育世帯の保育料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること。 16 老人保健、国民健康保険、医療費助成に係る一部負担等の減免措置の検討に関すること。 17 被災者の医療費助成に係る所得制限の撤廃に関すること。 18 仮設トイレの設置に関すること
	健康推進班 (班長) 健康推進班長又は上席職員 (班員) 健康推進班員全員	1 (救助事務)医療及び助産 2 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 災害時要援護者の援護に関すること。 4 医療救護本部の設置に関すること。 5 重軽傷者名簿の作成に関すること。 6 医師会との連絡調整及び協力要請に関すること。 7 被災世帯訪問による被災状況の把握及び相談・支援に関すること。 8 災害時の防疫対策に関すること。 9 部内の応援
	介護・高齢福祉班(地域包括センター) (班長) 介護・高齢福祉班長又は上席職員 (班員) 介護・高齢福祉班員全員	1 老人福祉施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 老人福祉施設等の連絡調整に関すること。 3 被災者に対する介護保険料の納税猶予、納期限の延長及び減免に関すること。
	保育園班 (班長) 保育園長又は上席保育士 (班員) 保育園職員全員	1 保育園児の被害状況調査に関すること。 2 被災した保育園児の保護・援護・被災状況調査に関すること。 3 保育園児の避難に関すること。 4 保育園児の安全対策に関すること。 5 部内の応援

農林対策部 (部長) 農林課長	農政企画班 (班長) 農政企画班長又は上席職員 (班員) 農政企画班員全員 農村整備班 (班長) 農村整備班長又は上席職員 (班員) 農村整備班員全員	1 農林水産、治山施設等被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 関係機関・団体との連絡調整に関すること。 3 家畜の防疫、死亡獣畜の処理に関すること。 4 農林漁業制度資金融資の斡旋指導に関すること。 5 農業委員会に関すること。 6 所管公共施設の被害調査及び応急対策の実施に関すること。
建設対策部 (部長) 建設課長	建設水道班 (班長) 建設水道班長又は上席職員 (班員) 建設水道班員全員	1 (救助事務) 応急仮設住宅の建設・供与に関すること 2 (救助事務) 障害物の除去 3 (救助事務) 災害にかかった住宅の応急修理 4 (救助事務) 飲料水の供給 5 道路、河川、崖崩れ、住宅等の被害調査及び応急対策・復旧に関すること。 6 村営住宅の災害対策及び被害調査に関すること。 7 水防、砂防に関すること。 8 公営住宅入居者の安全確保に関すること。 9 応急危険度判定に関すること。 10 被害住宅復興資金に関すること。 11 所管公共施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 12 飲料水の確保、供給及び水質管理に関すること。 13 給排水施設の管理及び運転に関すること。 14 建設業者との連絡調整に関すること。 15 応急対策用資機材の調達に関すること。 16 上下水道施設の災害対策及び応急復旧に関すること。 17 上下水道施設の被害調査及び報告に関すること。
教育対策部 (部長) 教育課長	学校教育班 (班長) 学校教育班長又は上席職員 (班員) 学校教育班員全員	1 (救助事務) 学用品の供与 2 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 3 児童・生徒及び教職員の被災状況調査に関すること。 4 児童・生徒の避難及び安全対策に関すること。 5 所管公共施設の避難所の開設及び施設管理支援に関すること。 6 授業継続の是非に関すること。 7 P T A等教育関係団体への協力要請及び連絡調整に関すること。 8 応急教育の実施に関すること。

	生涯学習班 (班長) 生涯学習班長又は上席 職員 (班員) 生涯学習班員全員	1 所管公共施設の被害状況調査及び応急対策の実施に関すること。 2 文化財の被害状況調査及び応急措置の指導に関すること。 3 所管公共施設避難所の開設及び施設管理支援に関すること。 4 部内の応援
議会对策部 (部長) 議会事務局長	議会班 (班員) 議会事務局職員	1 村議会对策本部に関すること。(事務局職員) 2 村対策本部に関すること。

(注)

◎災害の状況によりこの表によりがたいときは、本部長がその都度定める。

別表第2 (第7条関係)

本部の非常配備基準

風 水 害

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (警戒体制)	1 大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水その他警報に切り替える可能性の高い注意報が発令されたとき、又はそれらの警報が発令されたとき。 ● 上関の水位が氾濫注意水位4.30mに達し、なお4.70mを超える恐れがあると判断した場合。 ● 鷹ノ巣の水位が水防団待機水位48.60mに達し、水位が上昇傾向の場合 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、それぞれ情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制をとり、第2配備に移行し得る体制とする。	・総務対策部長 ・総務対策部長の指定する者 ・関係対策部長 ・関係対策部長の指定する者
第2配備 (災害警戒本部設置)	1 大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水、暴風、暴風雪、大雪等の警報が発令され災害が起きる恐れがあるとき。 ● 上関の水位が4.70mを超え、なお6.00mに達する恐れがあると判断した場合。 ● 鷹ノ巣の水位が氾濫注意水位49.53mに達し、水位上昇傾向の場合 ● 土砂災害に関するメッシュ情報が予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達(警戒レベル3相当情報「土砂災害」)し災害の恐れがあるとき。 2 その他特に村長が必要(火災を含む。)と認めたとき。	各部は、所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。 1 関係職員の待機又は招集の指示 2 情報の収集 3 危険箇所の巡視(河川、急傾斜、宅地、浸水、土石流、地滑り)	・本部長 ・副本部長 ・各対策部長 ・総務班 ・建設対策部 ・農林対策部 ・要援護者担当 ・避難所管理者

第3配備 (非常体制) 災害対策本部 設置	1 全域にわたって風水害・土砂災害等の発生する恐れが高まったとき又は特別警報が発令されるなど被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。 ● 上関の水位が6.00mに達し、なお7.40mを超える恐れがあると判断した場合 ● 鷹ノ巣の水位が避難判断水位51.15mに達し氾濫危険水位52.55mを超える恐れがあると判断した場合 ● 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報が予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（警戒レベル4相当情報「土砂災害」）した場合 2 その他村長が必要（火災を含む。）と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員
--	--	--------------------------------	-------------

震 災

種 別	配備時期	配備内容	指定配備要員
第1配備 (警戒体制)	1 村内で震度4の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害関係所属で、情報収集及び連絡活動に着手するものとする。	・各対策部長 ・総務班 ・建設対策部 ・農林対策部
第2配備 (災害警戒本部設置)	1 村内で震度5弱又は5強の揺れを観測したとき。 2 その他村長が配備を指示したとき。	災害応急対策に関係ある総務、建設、農林、健康福祉、住民税務の各部の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施し、状況により第3配備に直ちに切り替え得る体制とする。	・本部長 ・副本部長 ・各対策部長 ・総務班 ・地域政策対策部 ・建設対策部 ・農林対策部 ・住民税務対策部 ・要援護者担当 ・避難所管理者
第3配備 (非常体制) 災害対策本部 設置	1 村内で震度6弱以上の揺れを観測したとき。 2 その他村長が必要と認めたとき。	災害対策本部員は、全員災害対策業務に従事する。	・全職員

〔様 式〕

○ 災害被害報告（速報）様式

(危機対策課fax025-282-1640 村上地域振興局企画振興部fax0254-52-1316)

○ 被害が判明したものから至急、FAXにて報告してください。
(速報性を求めますので、第1報では全ての報告が記載されている必要はありません。)
○ 報告者、報告日時は必ず記載してください。

被 害 報 告 (第 報)

報 告 に あ た つ て は 累 計 数 字 を 記 載 す る	市町村名	関川村		報告者 電話	()			報告日時	平成 年 月 日 時 分現在	続く・最終									
	死 者	被 災 状 況		人 数	行 方 不 明	被 災 状 況		人 数	重 傷	被 災 状 況		人 数	軽 傷	被 災 状 況		人 数			
	建物被害	区 分	全壊(棟)			大規模半壊(棟)			半壊(棟) (大規模半壊除く)			一部損壊(棟)			床上浸水(棟)		床下浸水(棟)		
	住 家	被災原因	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他	土砂崩	流失	その他					
		棟 数																	
		世帯数																	
	アパート等集合住宅	棟 数																	
		世帯数																	
		人 数																	
	り災世帯(世帯)																		
	り災者(人)																		
	非 主 家 計 数 字 を 記 載 す る	公共建物 その他	公立保育所																
			公民館																
			体育施設																
			倉庫																
			車庫																
	累 計 数 字 を 記 載 す る	その他	作業所																
			その他																
			幼稚園																
			小学校																
中学校																			
高等学校																			
養護学校等																			
その他																			
病院																			
社会福祉施設																			
累 計 数 字 を 記 載 す る	清掃 施設 その他()	ゴミ処理施設																	
		尿処理施設																	
		その他()																	
		その 他 被 害	被 害 内 容		箇 所 数		被 害 内 容		箇 所 数		被 害 内 容		箇 所 数						
		一般道路																	
		農道																	
		林道																	
		河川																	
		農業用水路																	
		港湾																	
累 計 数 字 を 記 載 す る	砂防施設 被害船舶 その他()	砂防施設																	
		被害船舶																	
		その他()																	
		火災発生	建 物	件		危険物	件		その他	件									
		鉄道不通区間	路線名	線		駅～	駅	駅～		駅	駅～		駅						
		水道	断水			世帯	配管被害						箇所						
		ガス	不通			世帯	配管被害						箇所						
		田	流失	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha			ha						
		畑	流失	ha	埋没	ha	冠水	ha	浸水	ha			ha						
		累 計 数 字 を 記 載 す る	崖崩れ 土砂崩れ 地すべり 電話不通 電気停電 ブロック塀倒壊等	崖崩れ			箇所												
土砂崩れ				箇所															
地すべり				箇所															
電話不通				世帯															
電気停電				世帯															
ブロック塀倒壊等				件															
1 災害原因																			
2 災害の発生日時 平成 年 月 日																			
3 災害の発生場所 (必要により地図等を添付)																			
4 災害対策の概要																			
1 災害対策本部の名称																			
ア 災害対策基本法に 基づく本部・基つかない本部																			
イ 本部設置日時 月 日 時 分																			
ウ 本部解散日時 月 日 時 分																			
2 避難指示の状況																			
別紙避難等の状況報告のとおり																			
3 消防機関等の活動状況 (延べ出動人員)																			
消防職員 人 消防団員 人 役場職員 人																			
4 応急措置の概要																			
5 その他																			

○ 緊急通行車両等事前届出関係様式

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 新潟県公安委員会 殿 年 月 日 届出者住所 (電話) 氏名 (印)		災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 新潟県公安委員会 (印)	
番号標に表示 されている番号		(注)	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両に あつては、輸送人 員又は品名)		1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対 策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この 届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出し て所要の手続を受けてください。	
住 所		2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、届 汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届 け出て再交付を受けてください。	
氏 名		3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業 務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置 を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

備考 1 申出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

○ 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者				
担当部課等名	部 課 係			
	担当者名			
	T e l 防災無線 その他			
派遣要請依頼日時	年	月	日	時 分
災害の状況及び派遣依頼理由 				
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日			
	年 月 日から必要とする期間			
派遣を希望する区域	町 村 地内			
	施設等名称			
現 地 連 絡 員	部 課 係、担当者名			
派遣を希望する活動の内容 				
その他必要事項 				

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025—282—1640

○ 消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電 話 025 (270) 0263

F A X 025 (270) 0265

1 要 請 団 体	発信者				
2 災 害 種 別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災	(4) 自然災害	
3 要 請 内 容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火	(4) 偵察	(5) 物資輸送
4 発 生 場 所 目 標	(市・町・村)		番地		
5 発 生 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分頃		
6 事 故 概 要 又 は 災 害 概 要					
7 気 象	天候	風向	風速	m / s	気温 ℃
	視界 m (	警報・注意報)			
8 出 場 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)		番地		
	目標 (名称)		要請側病院名		
9 搬 送 先 臨 着 場	場所 (市・町・村)		番地		
	目標 (名称)		要請側病院名		
10 傷 病 者 等	傷病者氏名		M・T・S・H	年 月 日生	
	傷病名		程度 (重・中・軽)	男・女	歳
11 現 地 搭 乗 者	(有・無) 職名		氏名		
12 地 上 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
13 他 の 航 空 機 の 活 動 要 請	(有・無) 機関名		氏名		
14 要 請 日 時	年 月 日 (曜日)		時 分		
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。					
1 航 空 隊 指 揮 者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン				
2 到 着 予 定 時 刻	年 月 日 (曜日)		時 分		
3 活 動 予 定 時 刻	時間 分				
4 必 要 資 機 材					
※ その他の特記事項					
			受信者		

〔そ の 他〕

○ 火災・災害等即報基準

(平成29年 2 月 7 日現在)

1 消防庁への火災・災害等即報基準

火災・災害等区分			即 報 基 準	
火 災 等 即 報	一 般 基 準			1) 死者が3人以上生じたもの 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 3) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個 別 基 準	火 災	建 物 火 災	1) 特定防火対象物で死者が発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 4) 特定違反対象物の火災 5) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 6) 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 7) 損害額が1億円以上と推定される火災
			林 野 火 災	1) 焼損面積が10ヘクタール以上と推定される火災 2) 空中消火を要請又は実施した火災 3) 住家等へ延焼するおそれがある火災
			交 通 機 関 の 火 災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
			そ の 他	1) 特殊な原因による火災 2) 特殊な態様の火災
		危 険 物 等 に 係 る 事 故	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等） 1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5) 海上、河川への危険物等流出事故 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災又は危険物等の漏えい事故	
	特 定 の 事 故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故で社会的影響度が高いもの		
	消防職団員の消火活動等に伴う重大事故			
	社会的 影響基準		上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

救急・救助事故即報			1) 死者 5 人以上の救急事故 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 3) 要救助者が 5 人以上の救助事故 4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故 5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 6) 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの 8) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
災害等速報			1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）
災害即報	一般基準		1) 災害救助法の適用基準に合致するもの 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの 3) 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので 1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの 4) 気象業務法第13条の 2 に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪 等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度 6 弱以上） 5) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	地震	1) 震度 5 弱以上を記録したもの 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	1) 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に位置付け） 2) 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 3) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	1) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		災害火山	1) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に位置付け） 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

2 消防庁への直接即報基準

区 分		即 報 基 準
火 災 等 即 報	建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
	交通機関 の火災	1) 航空機火災 2) タンカー火災 3) 社会的影響度が高い船舶火災 4) トンネル内車両火災 5) 列車火災
	危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故	1) 死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの 2) 負傷者が5名以上発生したもの 3) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4) 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む）	
救急・救助 事故即報		死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2) バスの転落等による救急・救助事故 3) ハイジャックによる救急・救助事故 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃 災害等速報		1) 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：ミサイル攻撃等により生じた災害） 2) 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害（例：テロ等により生じた災害）
災 害 即 報	地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない）
	津波	死者又は行方不明者が生じたもの
	風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
	火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

○「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

(平成28年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額			期 間		備 考		
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算費) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。			災害発生の日から7日以内		1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上		
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,660,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）			災害発生の日から20日以内着工		1 平均1戸当たり29.7㎡、2,660,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。		
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,110円以内			災害発生の日から7日以内		食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は1／3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費			災害発生の日から7日以内		輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること (単位：円)			
		2 下記金額の範囲内							
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全 壊 全 焼 全 流 失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
			冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬	9,800		12,700	18,000	21,400	27,000	3,500		

医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬 剤、治療材料、医療器具 破損等の実費 2 病院又は診療所…国民 健康保険診察報酬の額以 内 3 施術者…協定料金の額 以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみなら ず、死産及び流産を含 み現に助産を要する状 態にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等 の実費 2 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以内 の額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
被災した住宅の 応急修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住す ることが困難である程 度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度の 部分1世帯当たり 576,000円以内	災害発生の日か ら1か月以内	
学用品の給与	住家が全壊(焼)、 流失、半壊(焼)又は 床上浸水により学用品 を喪失又は毀損し、就 学上支障のある小学校 児童、中学生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届 出又はその承認を受けて 使用している教材、又は 正規の授業で使用してい る教材実費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額 以内 小学校児童 4,300円 中学生徒 4,600円 高等学校等生徒 5,000円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学 用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 210,400円以内 小人(12歳未満) 168,300円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当たり 3,400円以内 2 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 134,800円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

○ 指定文化財一覧

1 国指定重要文化財

国指定番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
建第1269号	昭和29年3月20日 (追53年5月31日)	有形文化財	建 造 物	渡 辺 家	7 棟 ほか	大字下関904	(財)重要文化財 渡 辺 家 保 存 会	母家文化14年(1817) 再建
第55号	昭和38年10月11日	特別史跡名勝 天然記念物	名 勝	渡 辺 氏 庭 園	1,275.24 平方メートル	大字下関904	(財)重要文化財 渡 辺 家 保 存 会	江戸中期
建第2254号	平成3年5月31日	有形文化財	建 造 物	佐 藤 家 住 宅	4 棟 ほか	大字下関897	佐 藤 義 和	明和2年(1765) 建築

2 県指定文化財

県指定番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
建第33号	平成元年3月31日	有形文化財	建 造 物	津 野 家 住 宅	1 棟 ほか	大字下関903	津 野 良 太 郎	寛政元年(1789) 建築

3 村指定文化財

指定 番号	指定年月日	区 分	種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者 及 び 管 理 者	備 考
1	昭和52年4月28日	有形文化財	古 文 書	渡 辺 家 文 書	23,000点	大字下関904	(財)渡辺家保存会	近世、近代
2	昭和52年4月28日	記 念 物	史 跡	桂 の 五 輪 塔 群	4 基	大字桂	桂 集 落 (区 長)	中世
3	昭和52年4月28日	記 念 物	史 跡	土 沢 の 勝 示 石	1 基	大字土沢3057	関 川 村	正応5年(1292) 建立
4	昭和52年12月22日	有形文化財	書 跡	白 山 神 社 の 棟 札	2 点	大字下関1311	白山神社 氏 子 総 代	元慶2年(878) 記事
5	昭和52年12月22日	有形文化財	彫 刻	木造阿弥陀如来座像	1 軀	大字土沢	白山神社 氏 子 総 代	奈良時代 天平10年(738) 作

6	昭和52年12月22日	有形文化財	彫 刻	木造薬師如来座像	1 軀	大字土沢	白山神社 氏 子 総 代	平安時代後期
7	昭和52年12月22日	記 念 物	史 跡	沼 の 板 碑	1 基	大字沼	沼 集 落	応永4年(1397) 建立
8	昭和52年12月22日	有形文化財	考 古 資 料	堂の前遺跡出土品	1 括	大字片貝	関 川 村	縄文後期
9	昭和52年12月22日	無形文化財	民 俗 芸 能	大 石 神 楽		大字大石	大石神楽保存会	代表 高橋市太郎
10	昭和53年12月14日	記 念 物	史 跡	波 走 の 五 輪 層 塔	1 基	大字小和田	小 和 田 集 落 (区 長)	鎌倉時代初期
11	昭和53年12月14日	有形文化財	古 文 書	平 田 家 文 書	817点	大字下関1311	平 田 能 久	近世、近代 受託保管 歴史館
12	昭和53年12月14日	無形文化財	民 俗 芸 能	上 土 沢 神 楽		大字土沢	上 土 沢 神 楽 保 存 会	代表 大沼喜久次
13	昭和54年7月17日	有形文化財	古 文 書	新 野 家 文 書	2,321点	大字南赤谷	新 野 洋 子	近世、近代
14	昭和55年11月17日	記 念 物	名 勝	土沢小学校大庭園		大字土沢555—2	関 川 村	
15	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	桂 の カ ツ ラ	1 本	大字桂362	稲 家 ヨ シ ミ	周囲 360cm
16	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	小 見 の サ ク ラ	1 本	大字小見	平 田 能 久	周囲 460cm 大阪府東淀川区
17	昭和55年11月17日	記 念 物	天然記念物	庚 申 ス ギ	1 本	大字上関	六 本 杉 集 落	周囲 593cm
18	昭和57年3月1日	記 念 物	天然記念物	高地湿原性トンボ 生 息 地		大字沼161—3	小 島 重 次 郎	
19	昭和59年7月23日	記 念 物	史 跡	たるみ 垂 水 館 址		大字湯沢	津 野 良 太 郎 他	たるみ 垂水氏居城
20	昭和60年4月24日	有形文化財	建 造 物	渡 辺 家 新 宅	2 棟	大字下関906—3	関 川 村	通称 東 桂 苑
21	昭和60年4月24日	記 念 物	名 勝	渡 辺 家 新 宅 庭 園		大字下関906—2 大字下関906—3	関 川 村	通称 東 桂 苑
22	昭和60年7月17日	有形文化財	工 芸 品	みつみ 三 瀧 佐 左 衛 門 着 装 鎧 兜	1 組	大字下関1311	関 川 村	
25	平成3年3月29日	有形民俗文化財	偶 像 類	高田の十阿弥陀仏	1 体	大字高田97	高 田 集 落	碩石仏 延元元年(1336) 建立推定

R7改定 関川村地域防災計画(資料編)

〔そ の 他〕

26	平成6年5月20日	有形民俗文化財	偶像類	光 兔 山 金 銅 仏	5 体	大字宮前39―1	光兔神社氏子総代	貞観3年(861)4月奉祀
27	平成6年5月20日	有形民俗文化財	工 芸 品	須貝刑部の馬具	轡1組	大字下関1311	須 貝 謙 一	鎌倉時代
28	平成6年12月15日	記念物	史 跡	蕨 野 城 址		大字中束1301―7他	中 束 征 美 一 中 束 信 一	河村秀通の山城
29	平成12年12月14日	記念物	天然記念物	ヤ チ ダ モ の 木		大字桂363	稲 家 ミ イ	

※国指定建第2254号(佐藤家住宅)については村指定23号、県指定建第33号(津野家住宅)については村指定24号と重複。

関川村地域防災計画

(資 料 編)

平成16年10月	作成
平成21年10月	修正
平成29年12月	修正
令和 3年 8月	修正
令和 7年 3月	修正

発 行 新潟県岩船郡関川村

編 集 関川村防災会議

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関912番地

TEL 0254-64-1441(代表) FAX 0254-64-0079

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>
